

平成 22 年度 事業報告書

平成 22 年 4 月 1 日から

平成 23 年 3 月 31 日まで

社団法人 日本モーターボート選手会

はじめに

平成23年3月11日に発生した観測史上最大のM9.0の東北地方太平洋沖地震は、太平洋沿海部に大津波を引き起こし、東北地方を中心に2万人超の犠牲者と行方不明者、数十万人の避難者、家屋損壊等の甚大な被害をもたらしただけでなく、大津波により原子力発電所の施設が壊滅的な損壊を受け放射性物質が流出するなど、日本のみならず世界中に大きな衝撃を与える未曾有の大惨事となった。この大震災の影響により日本経済は大打撃を受け多大な損失を被ることとなった。

本会では大震災の救援活動として日本財団が実施している被災地支援に協力し、全会員から約800万円、本会から200万円を救援金として拠出したほか、個人からの救援金、各支部による主要地での街頭募金活動等、率先して幅広い支援活動を行った。

ボートレース業界においても、大震災の被害は大きく、ボートレース桐生の施設損壊をはじめ東京電力管内での電力不足、燃料の供給不足等の影響により、急遽、3月13日から31日までの19日間、全レース場で開催が中止された。その後、施設、電力の供給状況等の改善が図られ、平成23年度より順次再開される見込みとなった。

業界の売上については、利用者は増加しているものの引き続き購買単価が減少しているほか、大震災により開催日数が220日減少したこともあり、8,434億円余の売上にとどまり、対前年比8.9%のマイナスとなった。

選手処遇については、全施協からの大幅な減額要請の中、再三再四交渉を重ねた結果、歯止めがからない厳しい売上状況を鑑み、賞金・完走手当の15億3,000万円減額に応じる一方、賞金減額に伴う共済納付額の減少や共済制度の安定化のため、共済助成金が3億円増額され18億1,000万円となった。それに伴い、諸制度検討委員会を発足させ、増額された助成金の共済事業の振り分けについて検討の上、次年度予算に反映させた。

5月1日ボートレース若松において、登録第3861号岩永高弘会員が殉職する事故が発生したことは痛恨の極みであり、器材改良、安全意識向上等業界全体を挙げた人身事故防止対策に取り組んだ。

公益法人改革3法の施行により現在の特例民法法人から新法人へ移行するにあたり、昨年度より検討していた新法人移行準備委員会においては、新法人の定款（案）が作成された。

さらに、新公益法人会計基準（平成16年度改正）を適用した財務諸表の作成、本会の保有資産の公正な評価、会計処理および適正な運用・手続きの改善を図るとともに、事業の健全運営に努めた。

最重要事業である共済事業については、平成22年11月19日改正の保険業法を適用させるべく制度共済として、引き続き専門家による資産再評価を実施し、適正な制度、財政状況への転換に向けて準備を進めた。

本会の公益活動は、日本財団が行っているハンセン病制圧支援事業に対し、選手のチャリティーイベントへの協力のほか、全会員より1,190万円の寄付金を贈呈するとともに、常設訓練所および勤労青少年水上スポーツセンターの諸施設を利して、モーターボート競走並びに海難防止および海事思想の普及を図る等積極的に同活動を推進した。

さらに、ボートレース振興会が中心となって「お客さま第一宣言」を標榜してファンサービスの広報活動を行っている中、本会においても本場へのお客さまの来場促進のための各種イベントの参加協力をはじめ、ファン拡大への足がかりとなるスター選手育成の関係団体の事業にも積極的に協力した。

以下、本年度の事業概況を次のとおり報告する。

第1章 業務に関する事業について

一、会員の福祉増進に関する施策

(一) 選手処遇について

本年度の選手処遇交渉は、施行者側から本年度適用のモーターボート大賞競走減額分を含め、総額15億3,000万円の減額要請があったことから、本会理事会において検討した結果、ボートレース業界の厳しい現況を斟酌し、共済事業運営健全化のため共済助成金を3億円増額すること、また、今後選手処遇見直しについては双方が協議の上、信義則に基づき行うことを付帯条件として、要請を受け入れることが決定し、施行者側と同条件が明記された合意書を約定した。

なお、増額分の共済助成金3億円については、退会一時金に2億5,000万円、慰労給付年金に5,000万円を充当し、平成23年4月1日以降を初日とする競走より、スタート無事故賞相当額を徴収する特別共済基金は廃止することとなった。

本年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により開催中止となった競走に対する補償については、施行者側から3月12、13日中止分は賞金・完走手当の60%相当額を均等支給し、3月14日以降の中止分は金銭ではなく本年度賞金基準による代替競走の開催をもって補償としたい旨の申し入れがあり、理事会にて検討した結果、本来の申し合わせでは中止した競走に対し賞金及び完走手当の80%相当額が均等支給されることとなっているが、中止となった原因が未曾有の天災地変であることを考慮し、この申し入れを受け入れ、従来80%支給に対する不足分の20%相当額については、本会一般会計より別途補填支給することとなった。

平成22年度の選手収入実績および共済助成金は次のとおりである。

○ 選手収入

・ 施行者支給

本賞金	16,178,002,000円
完走手当	2,746,084,000円
特殊賞金手当	1,017,124,381円
参加賞	4,209,530,000円
小計	24,150,740,381円

・ 競走会支給

出場手当	439,290,000円
------	--------------

合計	24,590,030,381円
----	-----------------

・ 一人当たり平均収入（平成23年3月末現在の会員数1,528名で除したもの）

16,092,951円

○ 施行者支給の共済助成金 1,510,000,000円

(二) 諸制度検討委員会について

諸制度検討委員会については、本会の特例民法法人格までの良き伝統を堅持しながら、本会の諸制度を社会情勢や業界の状況変革に対応させるべく見直しを図り、一般社団法人へ円滑に承継させ、移行後に速やかに適用できる制度にし、選手の生活の安定化を確保させるとともにボートレース業界の健全なる発展に寄与することを目的として設置した。

本委員会は、平成23年1月に開催し、本会と施行者側との間で約定した「選手処遇に関する合意書」に基づく助成金3億円増額分の共済事業費への振り分けについて検討し、次のとおり会長宛に答申した。

(「答申書」省略)

(三) 規程の改正について

本年度は、次の関係規程を改正した。

1. 「入会金、会費、共済基金及び共済納付金納付に関する規程」の一部改正

「入会金、会費、共済基金及び共済納付金納付に関する規程」の一部を次のように改正した。

(1) 第4条(共済基金)を次のように改める。

第4条 会員共済規程第46条の規定による共済基金は、次の額を納付額とする。

- ①会員が競走に出場して取得する入着賞金及び完走手当に別表Ⅱの納付率を乗じた額
- ②会長、副会長、理事長及び常設訓練所の指導員は、前号に定める納付額のほか、別表Ⅲに定める額

(2) [別表Ⅱ]の(1)、(2)及び(3)中の「普通共済基金」を「共済基金」に改める。

(3) [別表Ⅲ]中の「普通共済基金」を「共済基金」に改める。

(4) 附則に次の一項を加える。

附 則

平成23年3月14日に改正した規定は、同年4月1日から施行する。(4月1日以降を初日とする競走より適用)

2. 「会員貸付規程」及び「簡易貸付取扱要領」の一部改正

(1) 「会員貸付規程」の一部を次のように改正した。

①第5条(利率)を次のように改める。

第5条 貸付金の利率は、年4.0%とする。

②附則に次の一項を加える。

附 則

平成22年8月31日に一部改正した規定は、同年10月15日の貸付から適用する。

(2) 「簡易貸付取扱要領」の一部を次のように改正した。

① 2. 貸付内容の(2)を次のように改める。

利率は、年4.0%。延滞時は年10%。

② 附則に次の一項を加える。

附 則

平成22年8月31日に一部改正した要領は、同年10月15日の貸付から適用する。

(四) 共済事業について

1. 災害事故

災害事故の発生件数は、見込み日数11日以上が118件（前年度102件）、見込み日数10日以内が104件（同122件）の合計222件（同224件）であった。

以下、発生件数は（表1）から（表9）のとおりである。

(1) レース場別事故一覧表	・・・・・・・・・・・・・・・・	(表1-1~2)
(2) 発生場所別事故一覧表	・・・・・・・・・・・・・・・・	(表2)
(3) 負傷箇所別事故一覧表	・・・・・・・・・・・・・・・・	(表3-1~2)
(4) 経験年数別事故一覧表	・・・・・・・・・・・・・・・・	(表4)
(5) 負傷回数別事故一覧表	・・・・・・・・・・・・・・・・	(表5)
(6) レース場別重傷事故一覧表	・・・・・・・・・・・・・・・・	(表6)
(7) 発生場所別重傷事故一覧表	・・・・・・・・・・・・・・・・	(表7)
(8) 負傷箇所別重傷事故一覧表	・・・・・・・・・・・・・・・・	(表8)
(9) 重傷事故者一覧表	・・・・・・・・・・・・・・・・	(表9-1~2)

レース場別事故一覧表（見込日数11日以上）

(表1-1)

月 場	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度 合計
桐 生	2				1		2		2	2			9	5
戸 田				2		1	1		2	1			7	5
江戸川	1	2					2		1				6	5
平和島	1				1	1	1			2			6	7
多摩川		1	1	1		3							6	6
浜名湖	2		1										3	3
蒲 郡	1												1	5
常 滑						1							1	4
津	1	1						1	2				5	1
三 国		1					1		4				6	5
琵琶湖								1		1			2	4
住之江	3		2		1	1				1			8	5
尼 崎				1		1	2	2	1		1		8	7
鳴 門			1	2			1	1					5	2
丸 亀										1	1	1	3	2
児 島	1	1			1		1	2		1	1	1	9	4
宮 島									1	2		1	4	2
徳 山		1					1		1				3	3
下 関	1												1	3
若 松		2	1							1	1		5	4
芦 屋		1							1				2	3
福 岡								1		2			3	8
唐 津			1		1					1			3	2
大 村	1	1			1	1			1	1			6	4
そ の 他						3			1	2			6	3
合 計	14	11	7	6	6	12	12	8	17	18	4	3	118	102

レース場別事故一覧表（見込日数10日以内）

（表1-2）

月 場	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度 合計	負傷総件数	
															合計	前年度 合計
桐生				2	1	1							4	4	13	9
戸田		1						1					2	7	9	12
江戸川	1		1				1	1	2				6	1	12	6
平和島				1									1	6	7	13
多摩川				1						1			2	2	8	8
浜名湖	2			1		1	2						6	5	9	8
蒲郡		1							1				2	1	3	6
常滑								1					1	2	2	6
津	1			1			1	1	3				7	8	12	9
三国	2		1				1		1				5	7	11	12
琵琶湖		1							1				2	8	4	12
住之江	2					1							3	2	11	7
尼崎	1	2	2	1	1		1	1	3	2	2	1	17	17	25	24
鳴門			1				1						2	7	7	9
丸亀		1						1	1	2			5	3	8	5
児島	3				1						1		5	4	14	8
宮島					1					1			2	5	6	7
徳山		1	1										2	3	5	6
下関				2	1								3	3	4	6
若松		1											1	2	6	6
芦屋	1				1				1				3	6	5	9
福岡											1		1	2	4	10
唐津		2						1					3	2	6	4
大村		1			1				1	1	1		5	4	11	8
その他		2	3		2		4	1		1	1		14	11	20	14
合計	13	13	9	9	9	3	11	8	14	8	6	1	104	122	222	224

発生場所別事故一覧表（見込日数11日以上）

（表 2）

発生場所	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度 合計
	試 運 転 時				1			1							2
特別スタート練習中															
展 示 航 走 中		1		1						1				3	2
レ ス 中	待 機 水 面														
	ス タ ー ト 時														1
	1 周 目 1 マ ー ク	4	5		1	1	3	6	4	8	7		2	41	30
	1 周 目 バ ッ ク ス ト レ ッ チ		2	1										3	2
	1 周 目 2 マ ー ク	3	1	3	2	3	2	1	1	2	5	1	1	25	23
	2 周 目 ホ ー ム ス ト レ ッ チ	1												1	2
	2 周 目 1 マ ー ク	1	1		2	2	2	3	1		4	1		17	16
	2 周 目 バ ッ ク ス ト レ ッ チ	1												1	
	2 周 目 2 マ ー ク	1						1	2	3		2		9	11
	3 周 目 ホ ー ム ス ト レ ッ チ	1	1					1						3	
	3 周 目 1 マ ー ク				1		1							2	8
	3 周 目 バ ッ ク ス ト レ ッ チ														
	3 周 目 2 マ ー ク	1	1	1						1				4	3
	そ の 他										1				1
整 備 作 業 中										1	2			3	1
選 手 控 室 ・ 宿 舎															
支 部 訓 練 ・ 自 主 訓 練							2							2	1
定 期 訓 練															
そ の 他							1							1	1
合 計		14	11	7	6	6	12	12	8	17	18	4	3	118	102

負傷箇所別事故一覽表（見込日数11日以上）

（表3-1）

負傷箇所	月													合計	前年度 合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
頭部	2			2	1		1		3				9	3	
顔部			1		1				1	2			5	7	
齒															
頸部	2	1	2	1		1	2	1		2	1	2	15	17	
腕部	左		2				2		1			1	6	5	
	右	1	1	2	4		1	1		2	1	1	6	12	
	両														
肘部	左								1				1	5	
	右	1	1		1	1	1	1	3	4	1	1	10	11	
	両														
手部	左	1		2					1		2	2	8	5	
	右	2	3	1	1	2			1	1	2	4	3	5	
	両														
肩部	左									1	2		3	6	
	右		1	1	1	1				1	2	2	4	7	
	両														
胸部	1	1			1		3	1	2	1			10	8	
腹部				1									1		
背部	1												1	1	
腰部		1				1		3	1	1		1	8	4	
臀部									1				1	2	
骨盤	1				1	1				1			4	1	
大腿部	左								1				1	1	
	右	2	2					1	1		1		3	4	
	両													1	
膝部	左							1		2		1	4	1	
	右								1		2	2	3	6	
	両														
下腿部	左		1										1	2	
	右		1	2				1	1	1	1		3	4	
	両														
足部	左					1					1		2		
	右						1					1	2	2	
	両														
合計	14	11	7	6	6	12	12	8	17	18	4	3	118	102	

負傷箇所別事故一覽表（見込日数11日以上）

(表3-2)

負傷箇所		件数		%	前年度			%
頭部		9		7.6	3			2.9
顔部		5		4.3	7			6.9
齒				0.0				0.0
頸部		15		12.7	17			16.7
腕部	左	6	12	10.2	左	5	10	9.8
	右	6			右	5		
	両				両			
肘部	左	1	11	9.3	左	5	7	6.9
	右	10			右	2		
	両				両			
手部	左	8	18	15.3	左	5	9	8.8
	右	10			右	4		
	両				両			
肩部	左	3	7	5.9	左	6	13	12.7
	右	4			右	7		
	両				両			
胸部		10		8.5	8			7.8
腹部		1		0.8				0.0
背部		1		0.8	1			1.0
腰部		8		6.8	4			3.9
臀部		1		0.8	2			2.0
骨盤		4		3.4	1			1.0
大腿部	左	1	4	3.4	左	1	4	3.9
	右	3			右	2		
	両				両	1		
膝部	左	4	6	5.1	左	1	11	10.8
	右	2			右	10		
	両				両			
下腿部	左	1	4	3.4	左	2	3	2.9
	右	3			右	1		
	両				両			
足部	左	2	2	1.7	左		2	2.0
	右				右	2		
	両				両			
合計		118		100.0 %	102			100.0 %

経験年数別事故一覧表(見込日数11日以上)

(表 4)

経験年数	登録番号	会員数	事故件数	事故率 %
41年 以上	1485 ~2430	25	1	4.0
40年 " 41年 未満	2447 ~2464			
39年 " 40年 "	2528 ~2585	46	4	8.7
38年 " 39年 "	2596 ~2660			
37年 " 38年 "	2672 ~2719			
36年 " 37年 "	2752 ~2763			
35年 " 36年 "	2774 ~2795			
34年 " 35年 "	2800 ~2809	77	6	7.8
33年 " 34年 "	2811 ~2844			
32年 " 33年 "	2850 ~2904			
31年 " 32年 "	2905 ~2947			
30年 " 31年 "	2948 ~2998			
29年 " 30年 "	3004 ~3054			
28年 " 29年 "	3056 ~3108	125	10	8.0
27年 " 28年 "	3113 ~3159			
26年 " 27年 "	3160 ~3207			
25年 " 26年 "	3211 ~3257			
24年 " 25年 "	3261 ~3307			
23年 " 24年 "	3308 ~3362	199	12	6.0
22年 " 23年 "	3363 ~3422			
21年 " 22年 "	3424 ~3485			
20年 " 21年 "	3486 ~3535			
19年 " 20年 "	3536 ~3590			
18年 " 19年 "	3591 ~3659			
17年 " 18年 "	3660 ~3721	277	25	9.0
16年 " 17年 "	3722 ~3784			
15年 " 16年 "	3785 ~3849			
14年 " 15年 "	3850 ~3908			
13年 " 14年 "	3909 ~3967			
12年 " 13年 "	3968 ~4022	265	27	10.2
11年 " 12年 "	4023 ~4075			
10年 " 11年 "	4076 ~4124			
9年 " 10年 "	4125 ~4184			
8年 " 9年 "	4185 ~4244			
7年 " 8年 "	4245 ~4296			
6年 " 7年 "	4297 ~4353	296	19	6.4
5年 " 6年 "	4354 ~4400			
4年 " 5年 "	4401 ~4456			
3年 " 4年 "	4457 ~4514			
2年 " 3年 "	4515 ~4561			
1年 " 2年 "	4562 ~4612	260	14	5.4
1年 未満	4613 ~4661			
合 計		1,570	118	7.5

負傷回数別事故一覧表(見込日数11日以上)

(表 5)

回数 \ 年 度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
5回 以上	0	0	0	0
4	0	0	0	0
3	0	0	1	0
2	4	2	9	9
1	110	86	104	108
合 計	114 (118)	98 (100)	114 (125)	117 (126)

注:()内は事故件数

レース場別重傷事故一覧表

(表 6)

月 場	月													合計	前年度 合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
桐 生							2							2	4
戸 田							1							1	1
江戸川		2												2	1
平和島						1								1	
多摩川		1		1		2								4	2
浜名湖															2
蒲 郡															3
常 滑						1								1	1
津															
三 国		1								1				2	2
琵琶湖															
住之江	3					1					1			5	3
尼 崎						1		1	1			1		4	3
鳴 門															1
丸 亀															1
児 島		1						1	1					3	
宮 島											1		1	2	
徳 山		1						1		1				3	
下 関															2
若 松		2									1			3	1
芦 屋		1								1				2	3
福 岡									1		2			3	5
唐 津			1		1									2	
大 村		1			1					1				3	1
そ の 他						1					1			2	
合 計	3	10	1	1	2	7	5	3	5	6	1	1	45	36	

発生場所別重傷事故一覧表

(表 7)

月 発生場所		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度 合計
		試 運 転 時													
特別スタート練習中															
展 示 航 走 中										1				1	1
レ ス 中	待 機 水 面														
	ス タ ー ト 時														1
	1 周 目 1 マ ー ク		5		1		3	3	2	1	1			16	10
	1 周 目 バ ッ ク ス ト レ ッ チ		2	1										3	1
	1 周 目 2 マ ー ク	2	1			1	2		1	1	2		1	11	7
	2 周 目 ホ ー ム ス ト レ ッ チ														2
	2 周 目 1 マ ー ク		1			1	1	1			2			6	3
	2 周 目 バ ッ ク ス ト レ ッ チ														
	2 周 目 2 マ ー ク	1							1				1	3	4
	3 周 目 ホ ー ム ス ト レ ッ チ		1											1	
	3 周 目 1 マ ー ク														4
	3 周 目 バ ッ ク ス ト レ ッ チ														
	3 周 目 2 マ ー ク										1			1	2
	そ の 他										1			1	1
整 備 作 業 中											1			1	
選 手 控 室 ・ 宿 舎															
支 部 訓 練 ・ 自 主 訓 練							1							1	
定 期 訓 練															
そ の 他															
合 計	3	10	1	1	2	7	5	3	5	6	1	1	45	36	

負傷箇所別 重傷事故一覽表

(表 8)

負傷箇所	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度
	合計														合計
頭部					1	1		1						3	1
顔部															2
齒															
頸部			1										1	2	2
腕部	左		2								1			3	3
	右	1	1	2	4							1		3	6
	両														1
肘部	左						1							1	1
	右	1	1				3	4						4	5
	両														1
手部	左			1						1	1			3	2
	右		1	1	1				1	1	1	2	2	3	8
	両														2
肩部	左										1			1	1
	右		1	1						1	1		1	2	3
	両														5
胸部			1					2	1	1				5	5
腹部															
背部															
腰部									1					1	2
臀部															
骨盤		1				1	1				1			4	1
大腿部	左														
	右						1	1						1	1
	両														1
膝部	左							1		1				2	
	右								1		1		1	1	3
	両														3
下腿部	左		1											1	2
	右		1	2			1	1	1	1				3	4
	両														2
足部	左														
	右														2
	両														2
合計		3	10	1	1	2	7	5	3	5	6	1	1	45	36

重傷事故者一覧表

(表9-1) 公傷 A

NO.	登番	氏名	支部別	発生日	場所	事故の状況	傷病名	全治月日	治療日数	備考
1	●●●●	● ● ● ●	広島	4月5日	住之江	第2レース、1周2マーク旋回時、転覆した先行艇に乗り上げ落水した際、後続艇に接触され負傷。	右肘脱臼骨折 他	8月23日	141日 (入院 122日間)	
2	●●●●	● ● ● ●	福岡	4月5日	住之江	第2レース、1周2マーク旋回時、失速し転覆した際、後続艇に接触され負傷。	骨盤骨折	5月17日	43日 (入院 43日間)	
3	●●●●	● ● ● ●	福岡	4月19日	住之江	第10レース、2周2マーク旋回時、失速し転覆した際負傷。	右腕神経損傷	6月14日	53日 (入院 52日間)	
4	●●●●	● ● ● ●	長崎	5月1日	若松	第1レース、3周ホームストレッチ航走時、後続艇と接触し落水した際負傷。	海水誤飲(低酸素脳症)		5月14日逝去	
5	●●●●	● ● ● ●	岡山	5月2日	児島	第1レース、1周1マーク旋回時、失速した先行艇と接触し落水した際負傷。	頸部捻挫 他	6月6日	36日 (入院 0日間)	
6	●●●●	● ● ● ●	福井	5月4日	三国	第12レース、1周バックストレッチ航走時、併走艇と接触し、落水した際負傷。	左下腿筋肉損傷 他	6月21日	49日 (入院 0日間)	
7	●●●●	● ● ● ●	長崎	5月4日	大村	第9レース、1周バックストレッチ航走時、落水した際後続艇に接触され負傷。	右下腿挫創 他	9月1日	121日 (入院 20日間)	
8	●●●●	● ● ● ●	東京	5月8日	江戸川	第8レース、1周1マーク旋回時、ターンマークに接触し失速した際、後続艇に接触され負傷。	左前腕骨折	7月12日	66日 (入院 0日間)	
9	●●●●	● ● ● ●	東京	5月10日	江戸川	第11レース、1周1マーク旋回時、失速し後続艇に接触され転覆した際負傷。	左尺骨複雑骨折	9月28日	142日 (入院 15日間)	
10	●●●●	● ● ● ●	佐賀	5月11日	徳山	第12レース、1周2マーク旋回時、他艇と接触した先行艇に接触され負傷。	右上腕二頭筋部分断裂	6月25日	46日 (入院 0日間)	
11	●●●●	● ● ● ●	岡山	5月12日	芦屋	第10レース、2周1マーク旋回時、失速し後続艇に接触され転覆した際負傷。	右第5中手骨々折	6月29日	49日 (入院 0日間)	
12	●●●●	● ● ● ●	福岡	5月25日	若松	第8レース、1周1マーク旋回時、ターンマークに接触し落水した際負傷。	右肩腱板断裂	12月18日	208日 (入院 96日間)	
13	●●●●	● ● ● ●	東京	5月31日	多摩川	第10レース、1周1マーク旋回時、他艇に接触された併走艇に接触された際負傷。	右前腕骨折	10月22日	145日 (入院 6日間)	
14	●●●●	● ● ● ●	岡山	6月11日	唐津	第11レース、1周バックストレッチ3艇併走航走中、内外艇と接触し転覆した際負傷。	左第4中手骨々折 他	8月10日	61日 (入院 0日間)	
15	●●●●	● ● ● ●	愛知	7月3日	多摩川	第6レース、1周1マーク旋回時、失速した際他艇に接触され負傷。	頭部打撲 他	8月3日	32日 (入院 3日間)	

重傷事故者一覧表

N O.	登 番	氏 名	支 部 級 別	発 生 月 日	場 所	事 故 の 状 況	傷 病 名	全 治 月 日	治 療 日 数	備 考
16	●●●●	● ● ● ●	岡 山	8 月 8 日	大 村	第7レース、1周2マーク旋回時、失速した際負傷。	骨盤骨折 他	10 月 22 日	76 日 (入院 0 日間)	
17	●●●●	● ● ● ●	佐 賀	8 月 14 日	唐 津	第11レース、2周1マーク旋回時、転覆した際、後続艇に乗り上げられ負傷。	頭蓋骨亀裂骨折 他	12 月 22 日	131 日 (入院 63 日間)	
18	●●●●	● ● ● ●	大 阪	9 月 2 日	尼 崎	第10レース、1周1マーク旋回時、転覆艇に接触し失速した先行艇に接触し負傷。	骨盤骨折 他	10 月 13 日	42 日 (入院 23 日間)	
19	●●●●	● ● ● ●	大 阪	9 月 4 日	住之江	第6レース、1周1マーク旋回時、曳波により落水した際負傷。	右肘靭帯損傷	11 月 22 日	80 日 (入院 0 日間)	
20	●●●●	● ● ● ●	岡 山	9 月 13 日	多摩川	第3レース、1周1マーク旋回時、失速した際後続艇に接触され負傷。	左肘骨折 他	10 月 28 日	46 日 (入院 0 日間)	
21	●●●●	● ● ● ●	徳 島	9 月 19 日	平和島	第12レース、1周2マーク旋回時、併走艇と接触し消波装置に激突し負傷。	右大腿骨々折 他	2 月 14 日	149 日 (入院 135 日間)	
22	●●●●	● ● ● ●	愛 知	9 月 19 日	多摩川	第5レース、2周1マーク旋回時、失速した他艇と接触し転覆した際負傷。	右肘関節捻挫	11 月 5 日	48 日 (入院 0 日間)	
23	●●●●	● ● ● ●	福 岡	9 月 23 日	常 滑	第8レース、1周2マーク旋回時、落水した際負傷。	右肘靭帯損傷	11 月 11 日	49 日 (入院 0 日間)	
24	●●●●	● ● ● ●	大 阪	10 月 9 日	徳 山	第6レース、1周1マーク旋回時、併走艇に接触され転覆した際負傷。	外傷性小脳梗塞 他	11 月 19 日	30 日 (入院 0 日間)	
25	●●●●	● ● ● ●	東 京	10 月 21 日	桐 生	第2レース、2周1マーク旋回時、併走艇に接触され転覆した際負傷。	右下腿打撲 他	11 月 19 日	30 日 (入院 0 日間)	
26	●●●●	● ● ● ●	福 岡	10 月 24 日	児 島	第12レース、2周2マーク旋回時、失速した際負傷。	肋骨々折 他	12 月 10 日	45 日 (入院 0 日間)	
27	●●●●	● ● ● ●	群 馬	10 月 26 日	桐 生	第12レース、1周1マーク旋回時、他艇に接触され転覆した際負傷。	左膝半月板損傷	11 月 24 日	30 日 (入院 0 日間)	
28	●●●●	● ● ● ●	三 重	10 月 29 日	戸 田	第5レース、1周1マーク旋回時、ターンマークに接触し失速した際、後続艇に接触され負傷。	肋骨々折 他	11 月 30 日	33 日 (入院 4 日間)	
29	●●●●	● ● ● ●	兵 庫	11 月 11 日	児 島	第6レース、1周2マーク旋回時、他艇と接触し転覆した際負傷。	右拇指伸筋腱断裂	月 日	4月 7日～ 尼崎出走	
30	●●●●	● ● ● ●	愛 知	11 月 11 日	尼 崎	第3レース、1周1マーク旋回時、後続艇に接触され負傷。	腰部挫傷 他	1 月 26 日	77 日 (入院 10 日間)	

重傷事故者一覧表

NO.	登番	氏名	支部 級別	発生日	場所	事故の状況	傷病名	全治月日	治療日数	備考
31	●●●●	● ● ● ●	山口	11月12日	福岡	第12レース、1周1マーク旋回時、失速し後続艇に乗り上げられ落水した際負傷。	肋骨々折 他	1月31日	81日 (入院 6日間)	
32	●●●●	● ● ● ●	福岡	12月17日	三国	展示航走の待機行動時、強風に煽られ転覆した際負傷。	左膝靭帯損傷 他	月 日	5月27日～ 芦屋出走	
33	●●●●	● ● ● ●	兵庫	12月29日	尼崎	第9レース、3周2マーク旋回時、消波装置に激突し落水した際負傷。	右肩打撲 他	月 日	3月 4日～ 平和島出走	
34	●●●●	● ● ● ●	埼玉	12月29日	大村	第1レース、1周2マーク旋回時、失速した先行艇と接触し転覆した際負傷。	肋骨々折 他	3月17日	79日 (入院 2日間)	
35	●●●●	● ● ● ●	福岡	12月31日	芦屋	第1レース、ピット帰投時突風に煽られ転覆した際負傷。	左手第2中指骨々折	月 日	4月 9日～ 福岡出走	
36	●●●●	● ● ● ●	東京	12月31日	徳山	第1レース、1周1マーク旋回時、併走艇に接触され負傷。	右手舟状骨々折	3月31日	91日 (入院 9日間)	
37	●●●●	● ● ● ●	静岡	1月16日	宮島	第2レース、2周1マーク旋回時、失速した他艇と接触した際後続艇に接触され負傷。	左上腕骨折 他	月 日	5月22日～ 桐生出走	
38	●●●●	● ● ● ●	愛知	1月19日	住之江	第8レース、2周1マーク旋回時、失速し反転した際後続艇に接触され負傷。	右手示指腱損傷 他	月 日	5月24日～ 蒲郡出走	
39	●●●●	● ● ● ●	佐賀	1月26日	若松	第6レース、1周2マーク旋回時、失速した先行艇と接触した際後続艇に接触され負傷。	左鎖骨々折 他	月 日	4月13日～ 多摩川出走	
40	●●●●	● ● ● ●	山口	1月30日	福岡	第1レース、1周1マーク旋回時、併走艇と接触し失速した際後続艇に乗り上げられ負傷。	骨盤骨折	月 日	5月 3日～ 徳山出走	
41	●●●●	● ● ● ●	広島	1月31日	福岡	第2レース、1周2マーク旋回時、併走艇と接触し転覆した際負傷。	左手骨折 他	3月 1日	30日 (入院 0日間)	
42	●●●●	● ● ● ●	福岡	2月16日	尼崎	第4レース、2周2マーク旋回時、併走艇と接触した際負傷。	右外側半月板損傷	月 日	療 養 中	
43	●●●●	● ● ● ●	広島	3月 1日	宮島	第9レース、1周2マーク旋回時、後続艇に接触され転覆した際負傷。	頸椎捻挫 他	3月30日	30日 (入院 5日間)	

(個人情報保護のため氏名は明記していません。)

重傷事故者一覧表

(表9-2) 公傷 B

NO.	登番	氏名	支部 級別	発生日	場所	事故の状況	傷病名	全治月日	治療日数	備考
1	●●●●	● ● ● ●	岡山	9月8日	自主 訓練	自主訓練中、2マーク旋回時転覆した際、自艇のプロペラにて負傷。	右足腓骨亀裂骨折	11月20日	74日 (入院 38日間)	
2	●●●●	● ● ● ●	大阪	1月6日	住之江	ステアリングワイヤー脱着時ドラム・ワイヤー間に挟まれ負傷。	右手中指剥離骨折	2月12日	33日 (入院 0日間)	

(個人情報保護のため氏名は明記していません。)

2. 共済給付

共済給付の件数は、(表1)、(表2)のとおりである。

(1) 共済給付一覧表 (表1)

(2) 休養給付日数別一覧表 (表2)

共 済 給 付 一 覧 表

(表 1)

給 付 の 種 類		傷病区分	件 数	前 年 度	
療 養 給 付 金			404	368	
療 養 給 付 金		公 傷	138	109	
		免 責 内	135	151	
		私 傷 病	4	4	
	歯 科 補 て つ 料			1	0
	入 院 付 加 金			63	48
		公 傷	46	35	
		免 責 内	17	13	
		私 傷 病	0	0	
	看 護 料		公 傷	0	0
	差 額 室 料		公 傷	45	28
家 族 招 致 旅 費		公 傷	11	15	
家 族 滞 在 費		公 傷	7	13	
休 養 給 付 金			300	235	
休 養 給 付 金		公 傷	190	145	
		免 責 内	132	105	
		私 傷 病	58	40	
	休 養 付 加 金			76	62
	長 期 休 養 付 加 金			34	28
傷 病 年 金			1	1	
障 害 給 付 金			32	30	
障 害 給 付 金	障 害 一 時 金		7	6	
		公 傷	7	6	
	私 傷 病	0	0		
	障 害 年 金	公 傷	25	24	
私 傷 病		22	21		
退 会 一 時 金			37	38	
結 婚 給 付 金			50	47	
分 娩 給 付 金			64	77	
罹 災 給 付 金			2	0	
遺 族 給 付 金			32	29	
遺 族 給 付 金 (会 員)		公 傷	2	0	
		私 傷 病	1	0	
	遺 族 給 付 金 (家 族)			30	29
合 計			922	825	

3. 退会一時金給付

本年度は、37名に退会一時金を給付した。退会会員の在籍年数は最短の会員が11カ月、最長の会員が44年8カ月であった。また、退会者の在籍平均年数は30年3カ月であった。

4. 慰労給付年金給付

慰労給付（遺族）年金給付は、昭和55年度に制度が発足してから1,384名が受給資格を得て、本年度末迄に504名（内本年度23名）が給付期間を満了した。本年度は、待機期間を経過した受給資格者33名に新たに給付を開始し、慰労給付年金800名、遺族年金68名の計868名に給付した。

なお、本年度退会一時金を給付した37名の内、33名が慰労給付年金に加入し、4名が脱退一時金の対象となり、年度末現在の待機者は前年度3月に加入した2名を含め35名となった。

5. 慰労給付特別年金給付

慰労給付特別（遺族）年金給付は、平成8年度に制度が発足してから692名が受給資格を得て、本年度は、待機期間を経過した受給資格者27名に新たに給付を開始し、慰労給付特別年金610名、特別遺族年金53名の計663名に給付した。

なお、本年度退会一時金を給付した37名の内、28名が慰労給付特別年金に加入し、9名が同年金を脱退（内4名脱退一時金支給対象）することにより、年度末現在の待機者は前年度3月に加入した1名を含め29名となった。

6. 育英金給付

育英金給付は、会員が競走参加中の事故により、殉職もしくは重度の障害となったとき、その子弟の生活の安定と社会有用の人材を育成することを目的とし、昭和57年度に発足された。

この制度発足から、本年度新たに承認された保育・幼稚園生3名、中学生1名、高校生1名を含め、年度末現在で35名の子弟が奨学生に採用された。

本年度は、保育・幼稚園生3名、中学生2名、高校生1名、専修学校生1名の合計7名に育英金を給付した。

7. 遺児福祉年金給付

遺児福祉年金給付は、会員が私傷病により、死亡もしくは重度の障害となったとき、その子弟の教育費援助と福祉を目的とし、昭和63年度に発足された。

この制度発足から、本年度新たに承認された保育園生1名を含め、年度末現在で40名の子弟が奨学生に採用された。

本年度は、保育園生1名、小学生1名、高校生2名、専修学校生1名、大学生2名の合計7名に遺児福祉年金を給付した。

8. 会員貸付金

本年度の会員貸付金は、一般貸付68名、簡易貸付29名の合計97名に貸付けた。

また、以前より会員貸付金を受けている会員の内、本年度に69名が完済し、年度末現在の貸付者は246名（内新規貸付63名）となった。

9. 会員制服の貸与および選定

本年度の会員制服については、平成22年5月1日より着用開始の通勤着を貸与した。

また、新入会員の第107期生31名、第108期生18名に夏季・冬季制服、通勤着等の制服一式を貸与した。

なお、平成23年度夏季制服については、第5回理事会において選定した。

10. 選手共済事業運営委員会

選手共済事業運営委員会は、本年度2回開催し、事業計画・収支予算・補正予算・事業報告・収支決算について審議が行われ承認された。

11. 奨学生選考委員会

奨学生選考委員会は、平成23年2月に第35回委員会を開催し、事業計画・収支予算・補正予算・事業報告・収支決算並びに奨学生の新規採用5名および本年度に進学した1名と進級した1名について報告し、それぞれ承認された。

なお、本年度の奨学生は次のとおりである。

奨 学 生				元 会 員			
番号	氏 名	学校区分	就 学 期 間	登番	氏 名	支部	給付事由
29	●● ●●	専修学校	H22/4~H24/3	●	●● ●●	埼玉	殉 職
30	●● ●●	中 学 校	H21/4~H24/3				
31	●● ●●	保 育 園	H22/4~H24/3	●	●● ●●	福井	殉 職
32	●● ●●	幼 稚 園	H22/6~H23/3	●	●● ●●	長崎	殉 職
33	●● ●●	幼 稚 園	H22/6~H24/3				
34	●● ●●	高等学校	H22/10~H23/3	●	●● ●●	福岡	障害1級
35	●● ●●	中 学 校	H22/10~H23/3				

(個人情報保護のため氏名は明記していません。)

二、安全対策および事故防止に関する施策

競走の安全対策については、本会の最重要施策として重点的かつ継続的に取り組んでおり、会員に対しては、航走事故の未然防止を第一義として、機会あるごとに事故防止意識の啓発に努めると共に、競走中に重傷事故の発生原因となった航法や、人身事故を誘発しかねない危険な航法等があった場合は、当該レースビデオ等を詳細に検証の上、個別指導に当たった。

また、航走事故発生時の負傷防止と軽減化を図るため、乗艇に際しては本会指定乗艇着の着用と9カ月毎の定期交換を徹底するとともに、シューズを始めとする各種防護具についても着用を義務化し、更には、共用防護具として各場に左腕用プロテクターを配備するなど、機材面からの安全確保にも力を注いだ。

競走用プロペラについては、航走事故時のプロペラによる切創の防止と軽減化を目的として、平成17年度より最低翼厚を0.7mm以上とする規制を設けた結果、以後の切創負傷は著しく減少し、本年度の発生は皆無となった。また、翼厚の会員確認用として全場に翼厚検査器具を配備し、その精度維持のため本年度は2回、同測定子の定期交換を行った。

事故防止対策委員会については本年度6回開催し、冒頭述べた重傷事故の発生原因となった航法や不良航法に加え、整備関係、管理関係、競走参加関係など、選手に関わる全ての違反・事故の未然防止のため、全会員に対し指導啓発にあたりると共に、具体的な事象発生に際しては当該会員に対する直接的な処置を行ない、一方、航走中の適切な判断により事故を未然防止した事象や、事故発生時において人命救助に協力した事象に対しては褒賞を行った。

技術研究専門委員会については、本年度は事故防止対策委員会との合同により1回開催し、ボート・モーター関連機材に関し改善点の指摘と意見交換を行ったほか、新型ヘルメットAH-1010型の開発にあたり仕様確認と検討を行い、同ヘルメットは本年度内において実用化された。

また、本会指定乗艇着およびシューズの改良にあたっては、一部の事故防止対策委員、技術研究専門委員および支部役員により田辺ボーグ社製試作品のモニタリングテストを実施し、乗艇着は9カ月間、シューズは6カ月間に亘り実際の競走において着用感と耐久性を調査した。

この結果を踏まえ、乗艇着については平成23年2月の定期交換分より実用化し、シューズについては23年度内に実用化することとなった。

なお、技術研究専門委員会の委員長および副委員長については、日モ競の「ボート・モーター等改善研究委員会」に本会を代表して出席し、各種航走機材の研究開発にあたり積極的に活動した。

しかしながら、これらの会員指導や機材面での安全対策にも拘わらず、平成22年5月1日ボートレース若松第1レースにおいて、登録第3861号岩永高弘会員(長崎)が殉職に至るといふ最悪の事態を見たことは、誠に痛恨の極みであり、業界全体が耐え難い悲しみに包まれることとなった。

(一) 殉職事故について

登録第3861号岩永高弘会員(長崎)は、平成22年5月1日ボートレース若松第1レースに出走の際、2周2マーク旋回後のホームストレッチにおいて他艇と接触し転覆した。

このとき岩永会員は溺水により心肺停止状態に陥り、直ちに福岡新水巻病院に救急搬送され医師の懸命の治療が施されたが、当初、一時的に心肺蘇生の兆候が見られたものの、低酸素脳症により日を迫うごとに全身状態が悪化し、ついには家族や関係者の祈りも天に届かず、同5月14日午前6時4分殉職するに至った。享年37歳であった。

当該事故は、4号艇3コースからスタートした岩永会員が2周2マーク旋回後のホームストレッチを2位航走中、イン側に転舵したところ、左舷やや後方を並走していた3位5号艇のバウ部にステアリングバーが接触、これにより唐突にバランスを失った岩永会員は転覆し、大きく前方に投げ出された。そこに4号艇のボートを乗り越えた5号艇が落下するという経過で発生したものである。

事故の発生状況自体は日常のレース展開においてもしばしば見受けられるところであり、当該レースに限っての特別な状況があったとは言えないが、業界では当該事故を受け、特に先行・後続艇の接近航走時における安全対策として、後方からの視認性向上のためプラグカバーを蛍光色等に変更し、また、ステアリングバーにバウが接触した場合は側方に滑らせて力を逃がすような部品形状と素材を研究していくこととなった。

また、会員に対しては、刻々と変化するレース展開の中では一瞬たりとも索敵警戒を怠らず、万一何らかの危険を察知したときは、いち早く回避行動と防御姿勢がとれるよう緊張感の持続を呼びかけた。

ただし、いかなる機材改良や施策、あるいは会員指導をもってしても、それだけで人身事故を根絶することは不可能であり、種々の偶発的要因の積み重ねによっては、まさに紙一重の差で明暗が分かれることを一人ひとりが肝に銘じ、今回の事故の教訓を将来に活かすことが責務である。

(二) 各種防護具について

1. 競走用乗艇着について

競走用乗艇着（ズボン）については、田辺ボーグおよび日本特装両社の製品を指定し、航走時はいずれかの製品の着用と9カ月毎の定期交換を会員に義務付けており、本年度も各会員の前回購入時期に応じて定期交換を行った。

同乗艇着については、平成17年の翼厚規制以降、プロペラによる切創事故がほぼ根絶されたことを受け、可能な限り現用品の強度を損ねずに着用感の向上と軽量化を図ることを目的として、新たに日本特装並びに田辺ボーグによって製作された試作品の強度試験を昨年度に実施している。

その結果、日本特装製の試作品は強度が半減したが、田辺ボーグ製については競走使用可能な強度を有していることが確認されたことから、更に当該試作品の実際の競走での耐久性と着用感を調査するため、一部の事故防止対策委員、技術研究専門委員および支部役員により9カ月間のモニタリングテストを実施し、これに基づき改良を加えた新型乗艇着を23年2月の定期交換分より実用化した。

2. 競走用シューズについて

競走用シューズについては、乗艇着と同様の方向性で素材構成を見直すと共に、航走時の靴底の滑りを防止することを目的として田辺ボーグ製試作品の6カ月間のモニタリングテストを実施したところ、基本的な着用感や耐久性には問題なかったが、踵部分の保持性や固定ベルトの仕様等に関して一部指摘があったため、更にこれを改善した二次試作品のテストを本年度末現在において継続中であり、その結果を踏まえて23年度内を目標に実用化を図る予定である。

なお、一方の指定シューズメーカーであるアシックスに対しても、現用品の靴底の滑りを改善するよう申し入れており、現在同社で素材を研究中であるが、今後、試作品が提出された場合は同様のテストを実施する予定である。

3. 左腕用プロテクターについて

左腕用プロテクターについては、標準仕様のMサイズに加え、女子や小柄な選手用としてSサイズを

1 2本ずつ（展示航走を含む2箇レース分）全場に配備し、乗艇時はいずれかの装着を義務化しているが、競走使用により消耗劣化した製品に関しては、当該支部長もしくは出場選手代表の報告を受け、適宜新品と交換した。

（三）競走用プロペラについて

1. プロペラ翼厚について

プロペラの翼厚については、競走でのプロペラによる切創負傷事故に歯止めをかけるため、平成17年に「選手持ちプロペラの使用に関する要領」を一部改正し、最低翼厚を0.7mmとする規制を設けているが、本会では会員の翼厚確認用として全場に「翼厚検査器具」を配備し、本年度は2回、同測定子の定期交換を行い精度の維持に努めた。

2. プロペラ外径について

本会では、「モーター整備基準」に定めるプロペラ外径基準（164～192mm）に拘わらず、最大外径を188mm以内とする自主規制を設けており、全場に配備した「外径基準ゲージ」による検査に不適合となった場合は違反ポイントを科し、翼厚の違反と併せて事故防止対策委員会に付議しているが、本年度における処置対象者はなかった。

（四）事故防止対策委員会について

事故防止対策委員会は、以下の活動方針を基に選手に関わる全ての事故防止並びに公正かつ安全な競走の確保を目的として年度内6回開催した。

- 人身事故を防止するため航法指導の強化を図る。
- 一般戦および競走最終日における待機行動実施細則違反者に対する指導の強化を図る
- 事故を回避する航法を行った者に対し褒賞を行う。
- 人身事故を軽減するためのプロペラ鋭利化防止を図る。
- 不良整備の防止を図る。
- ボート・モーター及び防護具等、機材上の改良を図る。
- 私生活での不祥事の防止を図る。
- 宅急便の利用に関して指導徹底を図る。
- 不注意による競走出場取消の防止を図る。
- 安易な出場取消の防止を図る。
- その他定款第30条第1項各号に該当した者に対しては、厳重に対処する。

1. 航法指導について

出場選手代表の報告に基づき、重傷事故の発生原因となった航法をはじめ、人身事故を誘発しかねない無謀な航法や、事故艇付近において競走の秩序を乱すような航法等を行った者に対しては、次のとおり処置を行った。

- | | |
|-----------------------------|--------|
| ・次回本委員会に招致し、直接注意及び指導 | 1名（1名） |
| ・本会に招致し、執行部より直接厳重注意及び誓約書の提出 | 5名（0名） |
| ・本会に招致し、執行部より直接注意及び指導 | 0名（0名） |
| ・厳重注意書の発行並びに支部長注意 | 3名（0名） |

・ 嚴重注意書の発行	0名 (4名)
・ 注意書の発行並びに支部長注意	5名 (1名)
・ 注意書の発行	0名 (1名)
・ 支部長注意	2名 (6名)
	合計16名 (13名)
	()は前年度

2. 事故防止褒賞について

出場選手代表の報告に基づき、顕著な避航により人身事故の発生を未然に防止した20名に対し褒賞として記念品として図書カードを贈呈した。

なお、第5回委員会以降については、図書カードをケブラー製靴下とすることとした。

また、競走中、積極的に人命救助にあたった2名の内1名については、褒賞として表彰の上、記念品を贈呈し、1名については記念品を贈呈した。

3. 「褒賞懲戒審議会」における懲戒処分者に対する本会処置について

褒賞懲戒審議会において処分を受けた者に対しては、次のとおり処置を行った。

(1) 整備関係違反

支部長注意 2名

(2) 不注意による競走出場取消

注意書の発行並びに支部長注意 3名

注意書の発行 8名

(3) 失格表示盤錯誤

支部長注意 1名

(4) 不適格な航法

支部長注意 1名

4. 選手持ちプロペラの自主規制違反者について

平成21年11月1日より平成22年10月31日までの各級別審査期間における選手持ちプロペラの各基準違反者については、1期間4ポイントおよび2期間6ポイントに達した該当者がいなかったため、処置は行わなかった。

なお、違反ポイントを課せられた者については、一覧表を各ボートレース場に掲示し、注意を喚起することとなった。

5. 「競走出場選手の荷物の運送要領に基づく運用細則」の違反者について

宅急便による競走参加荷物の送付にあたり、運用細則に定める遵守事項を履行しなかった者に対しては、次のとおり処置を行った。

・ 嚴重注意書の発行並びに支部長注意	1名
・ 注意書の発行並びに支部長注意	1名
・ 執行部注意	1名
・ 注意書の発行	10名

なお、今後同細則に定める遵守事項に違反した者については、一定期間宅急便の利用を禁止することを前提として、厳重に対処することとなった。

6. 「競走の出場取消手続に関する運用要領」の違反者について

「競走の出場取消手続に関する運用要領」に違反した者については、次のとおり処置を行った。

- ・支部長注意 1名

7. 「一般戦および最終日における待機行動実施細則」違反者について

平成21年11月1日より平成22年10月31日までの各級別審査期間における一般戦および最終日における待機行動実施細則違反者については、1期間2回以上または2期間3回以上違反した者に対しては、次のとおり処置を行った。

- ・注意書の発行 13名

なお、違反をした者については、一覧表を各ボートレース場に掲示し、注意を喚起することとなった。

8. 試運転時等における防護具未着用者について

出場選手代表の報告に基づき、防護具を着用せずに試運転等を行った者に対しては、次のとおり処置を行った。

- ・支部長注意 3名

なお、違反をした者については、一覧表を各ボートレース場に掲示し、注意を喚起することとなった。

9. 体重測定に関する指導事項違反者について

出場選手代表の報告に基づき、再三に亘り本会並びに日モ競から指導がなされているにも拘わらず、体重測定に関する指導事項に違反した者に対しては、次のとおり処置を行った。

- ・30日間の自粛欠場を勧告 1名

(五) 技術研究専門委員会について

技術研究専門委員会については、本年度は事故防止対策委員会との合同により1回開催し、現在日モ競のボート・モーター等改善研究委員会と協力して研究中の航走機材ならびにヘルメット・救命胴衣等の防護具類と併せ、田辺ボーグ社製の試作ケブラーボンおよびシューズに関し意見交換を行った。

(六) 機材関連の研究事項について

本年度の機材関連の研究事項については、日モ競の「技術連絡会議」ならびに「ボート・モーター等改善研究委員会」と協力し、研究および改良にあたった。

1. 接触時の機材事故防止対策について

他艇との接触による燃料パイプおよび2次コードの損傷防止対策を目的とした、シリンダケース側面の配管・配線位置に取り付ける樹脂製のサイドプロテクタについては、有効性が確認されたことから、次年度より順次導入されることとなった。

2. 2枚落ちギヤについて

航走事故ならびにスタート事故防止を目的として、現行のギヤ比14:15を13:15に変更した2枚落ちギヤについては、昨年度より短縮マフラーを組み込んで航走試験を実施したところ、期待したほどの事故防止効果は確認されず、乗り易さが向上したことにより却って危険な航法が増加する等、否定的意見が多数を占めたことから、本年度をもって調査を終了することとなった。

3. フック付き吸気サイレンサについて

航走中に取り付けが緩む事象の防止を目的としたフック付き吸気サイレンサについては、昨年度より既に実用化されているが、一部ボートレース場にて蝶ナットが緩む現象が報告されたことから、本年度より改善を図った対策品を順次導入した。

4. 大型吸気サイレンサについて

大型吸気サイレンサについては現在8場で導入されているが、標準型吸気サイレンサ（防水カバー）と比較して容量および性能の均一化が図られており、なおかつ減音効果が高いことから、関係者に対し引き続き全場導入を働きかけていくこととなった。

5. キャリアボデーニップル孔径について

キャリアボデーニップルについては現在、各ボートレース場において9.5mm、8mm、4mmの3種類の孔径が混在していることから、全場統一化を検討するために孔径の違いによる航走性能を調査したところ、孔径が大きくなるほど加速性が高いことが判明したことから、今後は現行の中間にあたる6mm程度の孔径を視野に入れて引き続き研究していくこととなった。

6. 大型吸気サイレンサ用メインエアジェットについて

大型吸気サイレンサ用メインエアジェットを、現行の170番から標準型吸気サイレンサ（防水カバー）用の150番に変更した場合の航走性能について調査したところ、150番の有利性が確認されなかったことから、現状通り大型吸気サイレンサには170番のメインエアジェットを装備することが改めて確認された。

7. 航走中の接触事故対策について

先行艇のモーターと後続艇のボートの接触事故対策として、ソフトバウやステアリングバーの仕様変更ならびにプラグプロテクタの視認性改善について調査したところ、実用化には更なる改善を要することから、引き続き研究していくこととなった。

8. 試作救命胴衣について

着用性向上と軽量化を目的とした試作救命胴衣について着用試験を実施したところ、高評価を得たことから、今後は早期実用化に向けて一定期間の耐久試験を実施することとなった。

9. 新型ヘルメットの導入について

新型ヘルメットについては、現用型からの変更点として①帽体周囲のリブ状成型による剛性の向上、②窓枠面積縮小によるシールドたわみ量の軽減、③帽体側面の通音孔縮小による顎ガードの強度向上、

④シールドストッパーによる衝突時の開放防止、⑤着脱性向上のためDリング位置変更などの改良を施し、本年度よりAH-1010型として実用化した。

なお、同ヘルメット導入に伴い、従来型ヘルメットの生産は平成22年10月で終了となるが、従来型用の顎パット、シールド等パーツ類は平成25年まで販売されることとなった。

(七) スタート事故防止について

1. スタート事故の発生状況について

スタート事故の発生状況は、(表1)～(表4)のとおりであるが、平成22年度は、目標事故率0.30のところ、結果は0.31であった。

同事故については、選手責任により発生した延べ1,257名(事故率0.31)中、70走以内の再事故者292名、また、優勝戦におけるスタート事故者36名、SG競走および全国発売GI競走の準優勝戦におけるスタート事故者2名に対しては、自主訓練規程に基づく訓練対象とした。

また、連続無事故出走達成・表彰者については、「連続無事故出走者特別褒賞要領(昭和60年制定)」に基づき、連続スタート無事故3,000回出走2名および同2,000回出走5名に対して、特別表彰の上褒賞金を贈呈し、同1,500回出走13名に対して、褒賞金を贈呈した。

なお、連続完全無事故出走1,000回を達成し、引き続き500回毎に表彰対象とする旨同要領を一部改正した上、これにより連続1,500回を達成した1名に対して、特別表彰の上褒賞金を贈呈した。

なお、同要領制定後における連続無事故出走達成・表彰者の延べ人数は(表5)のとおりである。

月別スタート事故一覧表

(表 1)

自 平成22年4月1日～至 平成23年3月31日

月	開催 日数	F	L			事故件数		※事故率	
			選 責	選 責 外	合 計	合 計	選 責	合 計	選 責
4	356	120	0	1	1	121	120	0.34	0.34
5	386	97	0	4	4	101	97	0.26	0.25
6	340	124	0	4	4	128	124	0.38	0.36
7	370	118	3	1	4	122	121	0.33	0.33
8	392	135	1	1	2	137	136	0.35	0.35
9	358	89	0	5	5	94	89	0.26	0.25
10	357	112	1	1	2	114	113	0.32	0.32
11	327	122	3	4	7	1290	125	0.39	0.38
12	360	94	2	4	6	100	96	0.28	0.27
1	366	112	3	2	5	117	115	0.32	0.31
2	344	75	3	1	4	79	78	0.23	0.23
3	146	38	1	0	1	39	39	0.27	0.27
合計	4,118	1,240	17	29	46	1,286	1,257	0.31	0.31

※事故率＝スタート事故件数÷開催日数

スタート事故防止目標及び結果

(表 2)

年 度	防止目標	事故率	年 度	防止目標	事故率
平成13	0.30	0.35	平成 18	0.30	0.32
14	0.30	0.34	19	0.30	0.33
15	0.30	0.32	20	0.30	0.33
16	0.30	0.30	21	0.30	0.34
17	0.30	0.32	22	0.30	0.31

年度別スタート事故発生状況

(表 3)

年 度	開催日数	F	L (選責)	計 (選責)	事故率(選責)
平成 13	4,237	1,346	130(61)	1,476(1,407)	0.35(0.33)
14	4,290	1,370	90(28)	1,462(1,400)	0.34(0.33)
15	4,300	1,315	78(28)	1,393(1,343)	0.32(0.31)
16	4,262	1,201	89(16)	1,290(1,244)	0.30(0.29)
17	4,254	1,286	69(30)	1,355(1,316)	0.32(0.31)
18	4,220	1,300	63(29)	1,363(1,329)	0.32(0.31)
19	4,238	1,356	58(21)	1,414(1,377)	0.33(0.32)
20	4,154	1,338	51(15)	1,389(1,353)	0.33(0.33)
21	4,310	1,399	48(20)	1,447(1,419)	0.34(0.33)
22	4,118	1,240	46(17)	1,286(1,257)	0.31(0.31)

年度別優勝戦スタート事故発生状況

(表 4)

年 度	※事故率	年 度	※事故率
平成 17	0.55	平成 20	0.65
18	0.53	21	0.60
19	0.38	22	0.57

※事故率=優勝戦スタート事故件数×12レース÷優勝戦数

連続無事故出走達成・表彰者

(表 5)

内 容	達成者数
連続1,500回完全無事故出走	1
〃 1,000回完全無事故出走	6
連続5,000回スタート無事故出走	3
〃 4,000回 〃	3
〃 3,000回 〃	16
〃 2,000回 〃	85
〃 1,500回 〃	159

(八) 整備工具について

1. 整備工具については、純正工具による適正整備の実施を目的に昭和57年度より各オートレース場に本会指定工具を設置し、円滑な競技運営に資している。

なお、工具の補充については、各場の管理責任者の要請に基づき随時補充を行い、補充金額は、平成22年度において5,912,167円であった。

また、翼厚検査器具設置に要した金額は、5,454,225円であった。

2. ヘルメットシールド用撥水剤（固形ワックス「シュアラスター」）については、平成13年3月より各場の要請に基づき随時補充している。

なお、平成22年度の撥水剤の補充個数は66個、金額は204,775円であった。

三、組織の充実及び会員の資質向上に関する施策

(一) 競走の公正確保及び競技水準の向上化について

「競走の公正確保及び競技水準の向上化に関する規程」に基づく4期間通算勝率の該当者に対しては、適正会員数1,600名に達する見込みがないことから、会員数の維持を目的とした同適用の申し合わせ事項により、平成23年10月31日までの期間、退会勧告を免除することとなっている。

なお、本年度は第2条第1項第2号に延べ235名、同第3号に延べ51名が該当した。

「競走の公正確保及び競技水準の向上化に関する規程」該当状況

条項	年度 内容	昭和50 ～ 平成3	内容	平成		平成		内容	平成		平成		合計	
				4～7	8～9	10～11	12～20		21	22				
第2条 第1項 第1号	整備規程違反 出場停止 6カ月以上	12	←					←					300	
第2条	4期通算 事故率 0.70以上	3	←					←						
第1項 第2号	4期通算 勝率 3.00未満	12	4期通算 勝率 3.50未満	10	通算 勝率 3.50未満 4期通算 勝率 3.80未満	19 —	17 39	4期通算 勝率 3.80未満	54	0	0	0		0
第2条 第2項	4期通算 勝率 3.50未満	88	第2条 第1項 第3号	8	33年経過 後4期 通算勝率 4.30未満	11	8	33年経過 後4期 通算勝率 4.80未満	0	0	0	0		0
備考	○50. 3.27 制定 4.1 施行 5.1 運用	33年経過 後4期 通算勝率 4.30未満	33年経過 後4期 通算勝率 4.80未満	8	33年経過 後4期 通算勝率 4.80未満	—	18	第2条 第1項第4号 4期通算 出走回数 60走未満	1	0	0	0		0
	○52. 3.30 改正 5.1 施行													
	○54. 6.27 制定 11.1 施行				○4. 3.30 改正 5.1 施行	○8. 3.18 改正 5.1 施行		○12. 3.24改正 4.1施行	1,500 名	1,513 名	1,518 名	1,532 名		
	○61. 3.19 制定 5.1 施行				○7. 3.23 改正 5.1 施行	○10. 3.24 改正 5.1 施行		○18. 3.14 改正 4.1 施行						
	(会員数適正化に関する規程)				(競走の公正確保及び競技水準の向上化に関する規程)									

「競走の公正確保及び競技水準の向上化に関する規程」適用の申し合わせ事項該当状況

条項	年度 内容	平成		平成		平成		平成		平成		平成		合計			
		12～15	16	17	18	19	20	21	22								
第2条 第1項 第2号	4期通算 勝率 3.80未満	377	49	60	58	63	73	76	79	86	83	88	99	106	113	122	1,532
第2条 第1項 第3号	4期通算 勝率 4.80未満	178	47	47	40	41	37	42	35	37	38	41	33	30	27	24	697

(二) 善行選手の褒賞等について

1. 善行選手について

出場選手代表の報告に基づき、競走参加中に善行のあった15名に対し記念品を贈呈した。

四、業務関連事項について

(一) 東北地方太平洋沖地震における対応について

平成23年3月11日午後2時46分、宮城県沖約130kmを震源域とする推定M9.0の地震が発生し、同県栗原市では最大震度7を記録したほか、東北・北関東の各県で震度6クラス、東京都並びに近県においても震度5クラスを記録するなど、東日本全域で強い揺れを観測した。

この地震による被災地域では、本年度末現在での死亡者・消息不明者数が2万人以上、倒壊家屋は5万戸に達するともいわれているが、電気、ガス、水道などのインフラをはじめ、空港や港湾施設も甚大な被害を受け、更に随所で道路・鉄道網が寸断される中、食料品や生活物資の流通も滞り、その影響が東日本全域に波及した。

また、福島第一原子力発電所の事故に伴い周囲自治体に避難・立入り制限区域が設定され、東京電力管内では計画停電の実施により産業設備の操業停止や公共交通機関の運休が相次ぐなど、多方面で大きな混乱を呼んだ。

業界においては、この地震により関東5場および東北地方のオートピア施設が一部損壊した以外大きな被害はなく、東海地区以西では直ちに競走開催が可能であったが、先に述べた社会情勢や電力事情などを踏まえ主要団体の首脳部が緊急に対応を協議した結果、3月12日より開催を中止した多摩川・平和島・福岡の3場に加え、3月13日から31日まで全場で開催を自粛した。

これに伴う選手補償については、本来は昭和53年の申し合せに基づき、中止となった日の賞金等の全額、もしくは80%が支給される場所であるが、全施協の要請を受け検討した結果、今回は、先の阪神淡路大震災をも凌ぐ国家的災害により業界の総意として開催を自粛したものであり、また、各施行者とも甚大な損害を蒙っている状況を鑑み、特例措置として、3月12日・13日に中止となった競走の参加選手745名に対しては、当該競走の賞金・完走手当合計額7,792万円の60%に相当する4,675万円を当日もしくはレース毎の参加選手で均等按分して施行者が支払うことで合意し、同20%相当額1,558万円は別途本会が補填支給することを決定した。

ただし、3月14日以降に中止となった延べ200日については金銭での補償はなく、この日数に相当する代替競走が23年度以降、当該施行者により開催されることとなった。(次表参照)

また、中止期間中の出走回数取り扱いについて日モ競と協議した結果、特例措置として、選手個々の“中止により出走できなかった日数に2を乗じた数”を実際の出走回数に加算した「見なし出走回数」および「見なし事故率」を設け、当該「選手級別決定基準」において適用することを決定した。

なお「見なし出走回数」は、選手級別決定における連対率・勝率計算の除数、その他選手の通算成績等には適用せず、また、不参加ないし出場取消となった競走の全日数および途中帰郷となった競走の当日以後の日数については加算しないことを確認した。

「東北地方太平洋沖地震」に伴う補償および代替競走対象日

ボート レース場	補償対象日		代替競走対象日	日数	ボート レース場	補償対象日		代替競走対象日	日数
	3/12	3/13				3/12	3/13		
桐 生	—	○	3/14～18	5	尼 崎	—	—	3/16～20、26～31	11
戸 田	—	—	3/16～21、25～30	12	鳴 門	—	—	3/19～24	6
江戸川	—	—	3/16～21、27～31	11	丸 亀	—	○	3/14～15、19～24、28～31	12
平和島	○	○	3/14～15、22～27	8	児 島	—	○	3/14～15、19～22	6
多摩川	○	○	3/14、22～25	5	宮 島	—	○	3/22～27	6
浜名湖	—	○	3/14、3/22～27、30～31	9	徳 山	—	○	3/14～16、19～25、28～31	14
蒲 郡	—	○	3/16～21、25～30	12	下 関	—	○	3/14～17、25～30	10
常 滑	—	—	3/18～21、24～27	8	若 松	—	○	3/14～17、22～27	10
津	—	○	3/14、3/25～28	5	芦 屋	—	○	3/26～31	6
三 国	—	○	3/14、23～27	6	福 岡	○	○	3/14～16、23～28	9
琵琶湖	—	—	3/18～23、26～29	10	唐 津	—	—	3/21～24	4
住之江	—	○	3/14～15、21～25	7	大 村	—	○	3/14～15、25～30	8
					合 計	3	17	46節	200

(二) 「平成23年度SG競走等番組編成要領」の一部改正について

「平成23年度SG競走等番組編成要領」については、以下の内容を骨子として一部改正され、平成23年度に開催されるSG競走等において適用されることとなった。

1. SG競走等予選期間中の出走回数について

SG競走等における予選期間中の出走回数については、各競走の「出場選手選出基準」に基づく順位が上位の者より6回とする。ただし「モーターボート記念競走」については、前年6月1日から1年間の勝率順位が上位の者より6回とする。

2. 平成23年度「賞金王決定戦競走」の出走組み合わせについて

平成23年度の「賞金王決定戦競走」については、22年度と同様、トライアル2日目・3日目の出走者を前日の競走における1・3・5着と2・4・6着の組み合わせとし、枠番は抽選により決定する。

なお、選手責任のスタート事故を起こした者および出場選手に欠員が生じた場合の補充選手については原則外枠とする。

3. SG競走等ドリーム戦出場選手の選出方法について

SG競走等におけるドリーム戦出場選手については、各競走の「出場選手選出基準」に基づく順位の上位6名または5名を選出する。

ただし、5名選出により優先枠を利用する場合は、開催施行者と日モ競が協議の上、前年度当該競走優勝者、直前SG競走優勝者、開催場選出者等の中より優先出場者1名を決定する。

なお「競艇王チャレンジカップ競走」および「賞金王シリーズ戦競走」については、選出順位の上位6名をドリーム戦出走者とし、「モーターボート記念競走」については開催施行者の任意により各地区から1名ずつ6名を選出する。

(三) SG・GI・GIIおよびGIII競走開催要綱並びに選手出場あっせん規程等の一部改正について

本年度より、施行者収益の確保と上位選手の過密日程緩和を目的として、GI競走の日程競合を減らし、

特に周年記念競走の単独開催を確保するため「モーターボート大賞競走」がGⅠからGⅡに移行されるなど、グレード制の見直しが図られているが、この一環として更にレースの魅力向上と健全な発展を図るため、日モ競「競技運営研究委員会」等によりSG・GⅠ・GⅡおよびGⅢ競走の開催要綱並びに選手出場あっせん規程等が次のとおり見直され、一部を除きそれぞれ平成24年度より実施されることとなった。

1. SG「総理大臣杯競走」の選考基準見直しについて

SG「総理大臣杯競走」の出場者は、過去1年間（前年1月1日～12月31日）のSG・GⅠおよびGⅡ競走の優勝者が選出されるが、開催時期が1月と2月に変更されたGⅠ「地区選手権競走」の各優勝者が同年度の「総理大臣杯競走」に出場できるよう選考基準が改められた。

また、GⅠ「新鋭王座決定戦競走」およびGⅠ「女子王座決定戦競走」についても、開催時期がそれぞれ8月と9月に変更されたため、両競走の優勝者とも同年度内の「総理大臣杯競走」に出場可能となった。

2. SG「モーターボート記念競走」の推薦方法の見直しについて

SG「モーターボート記念競走」は“ボートレース界の甲子園”を標榜し、全国の各ボートレース場を代表して推薦された選手により実施されるが、より地域色を鮮明に打ち出し全国のファンの期待に応えるため、1場あたりの推薦枠が現在の1名から2名に増員されることとなった。

3. GⅠ「賞金女王決定戦競走」の新設について

現在の女子レースは、GⅠ「女子王座決定戦競走」やGⅢ「女子リーグ戦競走」を中心に展開され、ファンの好評を博しているが、一方、グレード体系の面では単調さが否めないことから、女子レースの1年を締め括る最高峰のレースとしてGⅠ「賞金女王決定戦競走」が新設されることとなった。

なお、同競走はSG「賞金王決定戦競走」と同様、SG「チャレンジカップ競走」最終日現在の賞金獲得額上位12位までの女子選手が出場し、毎年12月に4日間のトライアル制で開催されるが、当該競走に並行して6日間のオール女子一般競走が開催される予定である。

4. GⅠ「新鋭王座決定戦競走」およびGⅠ「女子王座決定戦競走」の開催時期変更について

GⅠ「新鋭王座決定戦競走」は、登録6年未満の若手選手の育成を目的として上位競走への出場機会の創出や技量向上に大きく寄与しているが、スタート事故多発により売上面で苦戦を強いられているとして、比較的水面の安定する9月に開催時期が変更され、また、GⅠ「女子王座決定戦競走」についても、スタート事故防止および新設GⅠ「賞金女王決定戦」との開催時期のバランスを考慮し、8月に移行されることとなった。

5. GⅢ「モーターボート大賞トライアル競走」の廃止について

GⅢ「モーターボート大賞トライアル競走」は、A2級以下の選手にも上位グレード競走への出場機会を創出する目的で平成19年度に新設されたが、グレード制の見直しにより「モーターボート大賞競走」がGⅠからGⅡに移行され、A2級選手の出場機会が大幅に拡大されたことから、同トライアル競走の開催意義は薄れたとして、23年度をもって廃止されることとなった。

6. G II 「モーターボート大賞競走」開催要項の一部改正について

G II 「モーターボート大賞競走」については、同競走の出場権を賭けたG III 「モーターボート大賞トリアル競走」の廃止に伴い開催要綱が一部改正された。

なお、同大賞競走年間5開催のうち1開催は、若手育成のためのレースとして実施される予定である。

7. 競走名称の変更について

業界活性化の一環として、従来の「競艇」の呼称が「ボートレース」に統一化されたことに伴い、平成23年1月7日よりSG「競艇王チャレンジカップ競走」は「チャレンジカップ競走」に、GI「競艇名人戦競走」は「名人戦競走」に、またG II 「競艇祭競走」は「モーターボート誕生祭競走」にそれぞれ名称変更された。

(四) A 1 級別決定基準の一部変更について

従来、級別決定基準に基づくA 1級の最低出走回数は70回とされていたが、高額返還となることの多いA 1級選手のスタート事故に歯止めをかけ、また出走回数1回あたりの価値感を高めることで、安易な不参加・欠場や途中帰郷、出走調整を抑止するため、平成22年11月1日からの級別審査対象期間より同回数が90回に変更された。

なお、A 1級の定率、連対率、勝率、事故率とA 2、B 1級の各級別決定基準はいずれも変更はない。

(五) ナイター場での「2連勝式限定レース」について

業界では、よりシンプルで判り易いレースの提供により新規ファンの獲得を図るため、平成22年10月21日より11月2日に亘り、ナイター5場（桐生、蒲郡、住之江、丸亀、若松）において1節間全レースの投票式を「2連勝式」に限定した“2連勝ナイトフェスタ”を実施したが、今後の実施については売上やファンの動向等を検証の上、引き続き検討することとなった。

なお、同競走では、選手の自由なコース取りにより進入の活性化を図るため、「スタート展示航走」は実施されず、また、試験的に番組編成委員の裁量により「枠番」が決定された。

(六) 日モ競「スタート事故防止に関する特別助成」について

日モ競では、選手のスタート事故防止意識の高揚を図ることを目的として、級別審査対象期間内にスタート事故率0.30以内を達成した本会支部に対し「スタート事故防止に関する特別助成」を行うこととなり、平成22年5月1日より実施された。

なお、助成内容は、スタート事故率0.30以内を達成した低事故率第1位の支部に30万円、同第2位の支部に20万円、同第3位以下の達成支部に各10万円の助成金が支給されるというもので、平成22年10月末の集計結果では、第1位滋賀支部、第2位山口支部、第3位以下は香川、静岡、群馬、埼玉および徳島の各支部が達成し、助成を受けた。

(七) BOATRACE 振興会の助成による「マウスガード」製作について

BOATRACE 振興会では、レース時における選手の歯牙の保護とスポーツ保健学の観点から、希望者に対し「マウスガード」製作を助成することとなった。なお、製作は指定歯科医により行なわれ、本年度末現在で約200名の申込みがあった。

(八) 個人持ちプロペラの登録番号打刻について

従来、ボートレース場内において選手持ちプロペラに登番を打刻する場合は、検査員が打刻、もしくは検査員の立会いのもと選手が打刻することとなっていたが、「選手持ちプロペラの使用に関する要領」が一部改正され、平成23年1月1日以降を初日とする競走より、登番打刻は選手自身が行ない、検査員による“打刻”や“立会い”は取り止められた。

(九) ヤマト運輸宅急便回数券の販売中止について

会員が転戦のためボートレース場間で競走参加荷物を送付する場合は「宅急便による荷物の運送要領」に基づき、ヤマト運輸が発行する全国一律1,470円の定額回数券を利用することとなっているが、平成22年3月末、同社の社内事情により予告なく同回数券の販売が中止される状況となった。

本会では、これを受け日モ競と協議した結果、同各支部の協力により、転戦時に限り着払い料金が立て替えられる緊急措置がとられ、同12月に回数券の販売が再開されたことに伴い、平成23年2月をもって正規の運用に戻した。

(十) ボートレース唐津の使用プラグについて

ボートレース唐津では、従来の304型モーター（電波障害対策型）が廃止され、平成22年7月15日より301型モーターが採用された。これに伴いNGK製R7424A-8およびR7424A-9型プラグは使用できなくなった。

(十一) 本会指定登番ワッペンについて

本会では、平成22年5月1日より、新規登録後6年以内の会員については、競技部内で着用する被服に本会指定登番ワッペンを貼付することを義務化した。これに伴い、参加選手の中より新登録順の7名が選任される「工具及び環境整備委員」用の黄腕章を廃止したが、同委員制度は今後も継続することとなった。

(十二) ナイターレースについて

本年度のナイターレース実施状況については、桐生が24節135日、蒲郡が33節173日、住之江が18節100日、丸亀が31節173日、若松が32節175日開催され、合計756日開催された。

(十三) モーニングレースについて

本年度より、レース進行時間を早めたモーニングレースが徳山および芦屋で行われ、実施状況については、徳山が4節19日、芦屋が26節132日開催され、合計151日開催された。

(十四) 選手出場あっせんの特例

公傷による選手出場あっせんの特例については5名が該当し適用を受けた。

これにより、昭和60年の制度発足以来、延べ適用人数は170名となった。

年度	平成 13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
適用 人員	13	5	5	5	12	6	4	4	5	5

(十五) あっせん保留について

選手出場あっせん保留基準の該当者については、第8号により6名が保留された。

年度		平成 13	14	15	16	17	18	19	20	21	22										
第 5 号	あっせん 保 留																				
	直 接 勸 告																				
	厳 重 注 意																				
第 8 号 あっせん保留		0	6	1	5	0	7	1	4	0	1	2	4	0	2	5	2	1	1	1	5

(十六) 褒賞懲戒審議会について

褒賞懲戒審議会については、第284回から第288回までの計5回開催され、(表1)～(表3)のとおり、延べ80名が褒賞、16名が懲戒処分を受けた。

選 手 の 褒 賞

(表 1)

内 容	回 次						合計	21年度	20年度	19年度
	284	285	286	287	288					
10 連 勝	5	4	6	3	2	20	12	11	5	
連 続 無 事 故 出 走	9	9	12	5	9	44	34	21	29	
全日本選手権 5・10回出場		5				5	6	7	8	
全日本選手権 15回出場		2				2	0	1	0	
全日本選手権 20回出場						0	1	0	0	
鳳凰賞競走 5・10回出場					3	3	8	8	6	
鳳凰賞競走 15回出場						0	0	1	0	
鳳凰賞競走 20回出場					1	1	0	0	0	
賞金王決定戦 5・10回出場						0	1	1	0	
賞金王決定戦 15回出場				1		1	0	1	0	
年 間 成 績 優 秀	1					1	1	2	1	
連 続 無 事 故 出 走 新 記 録						0	0	0	0	
10年間フライング無事故	3					3	3	2	2	
合 計	18	20	18	9	15	80	66	55	51	

選 手 の 懲 戒

(表 2)

内 容	回 次						合計	21年度	20年度	19年度
	284	285	286	287	288					
出 場 停 止 12 カ 月					1	1	0	0	0	
出 場 停 止 6 カ 月						0	3	1	0	
出 場 停 止 5 カ 月						0	0	0	0	
出 場 停 止 4 カ 月						0	0	0	0	
出 場 停 止 3 カ 月				1	1	2	1	0	0	
出 場 停 止 2 カ 月			1			1	3	1	3	
出 場 停 止 1 カ 月	3	1	4		3	11	6	11	18	
戒 告			1			1	1	0	1	
厳 重 注 意						0	1	1	0	
合 計	3	1	6	1	5	16	15	14	22	

懲戒内容別件数

(表 3)

内 容		回 次					合計	21年度	20年度	19年度
		284	285	286	287	288				
整備関係	整備規程違反					0	6	3	0	
	モーター管理上の不注意					1	1	0	4	
	整備指示違反					0	0	0	0	
	その他			1		1	0	0	1	
重量調整要領違反						0	0	0	0	
航法関係	欠場表示信号見落とし					0	0	1	0	
	欠場表示信号錯誤					0	0	0	0	
	失格表示信号見落とし					0	0	0	0	
	失格表示信号錯誤					1	1	0	0	
	信号錯誤					0	0	0	0	
	周回誤認					0	0	0	0	
	燃欠不完走失格					0	0	0	0	
	番号札誤装置					0	0	0	0	
	無謀航法					0	0	0	0	
	不適格な航法				1	1	0	0	0	
競走参加関係	参加申込手続不履行					0	0	0	0	
	日程錯誤					0	0	1	1	
	無届出場取消					0	0	0	0	
	出場取消届遅延			1		1	0	1	1	
	前検不合格					0	0	0	0	
	前検不参	2	1	2		5	1	1	2	
	前検遅参	1		1		2	0	5	3	
	登録票(等)不携行			1		2	5	1	8	
非行						1	0	0	1	
管理規程違反						0	3	1	0	
その他						0	0	0	1	
合 計		3	1	6	1	5	15	14	22	

(七) 競走種別レース実施状況について

ボートレース場	開催日数	1 1・1 2 R制	総レース数	G II以上のレース数			
				S G	G I	G II	合計
桐 生	174 (6)	1 2 R制	2,088	72	72	0	144
戸 田	174 (12)	1 2 R制	2,088	0	72	0	72
江戸川	169 (11)	1 2 R制	2,028	0	72	72	144
平和島	170 (10)	1 2 R制	2,040	0	72	0	72
多摩川	173 (7)	1 2 R制	2,072	0	144	0	144
浜名湖	190 (10)	1 2 R制	2,280	72	144	0	216
蒲 郡	173 (13)	1 2 R制	2,076	72	72	0	144
常 滑	182 (8)	1 2 R制	2,184	0	72	72	144
津	174 (6)	1 2 R制	2,088	0	72	0	72
三 国	179 (7)	1 2 R制	2,148	0	144	0	144
琵琶湖	146 (10)	1 2 R制	1,752	0	144	72	216
住之江	172 (8)	1 2 R制	2,064	72	144	0	216
尼 崎	169 (11)	1 2 R制	2,028	0	72	0	72
鳴 門	174 (6)	1 2 R制	2,088	0	144	0	144
丸 亀	173 (13)	1 2 R制	2,076	72	144	0	216
児 島	179 (7)	1 2 R制	2,148	0	144	36	180
宮 島	149 (7)	1 2 R制	1,788	0	144	0	144
徳 山	147 (15)	1 2 R制	1,764	0	144	0	144
下 関	169 (11)	1 2 R制	2,028	0	72	0	72
若 松	175 (11)	1 2 R制	2,100	0	72	0	72
芦 屋	179 (7)	1 2 R制	2,148	0	72	72	144
福 岡	169 (11)	1 2 R制	2,028	0	72	0	72
唐 津	182 (4)	1 2 R制	2,184	72	72	0	144
大 村	177 (9)	1 2 R制	2,119	72	144	0	216
合 計	4,118 (220)	—	49,407	504	2,520	324	3,348

※開催日数の()内は震災により中止となった日数

(参考) ナイターレース

ボートレース場	開催日数	1 1・1 2 R制	総レース数	G II以上のレース数			
				S G	G I	G II	合計
桐 生	135	1 2 R制	1,620	72	72	0	144
蒲 郡	173	1 2 R制	2,076	72	72	0	144
住之江	100	1 2 R制	1,200	0	72	0	72
丸 亀	173	1 2 R制	2,076	72	144	0	216
若 松	175	1 2 R制	2,100	0	72	0	72
合 計	756	—	9,072	216	432	0	648

(十五) モーターボート競走関係会議および委員会

1. モーターボート競走連絡協議会
2. モーターボート競走連絡協議会幹事会
3. アメニティ委員会
4. マネジメント委員会
5. モーターボート競走連絡協議会開催日程等調整会議
6. ボートレース活性化委員会
7. 選手、審判員及び検査員登録資格審査会
8. 選手出場あっせん委員会
9. 選手、審判員及び検査員褒賞懲戒審議会
10. 競技運営研究委員会
11. 優秀選手選考委員会
12. 笹川賞競走出場選手選考委員会
13. ボート・モーター等改善研究委員会

五、企画・広報に関する施策

(一) 競走等の協賛事業について

競走等の協賛事業については、平成17年度より、SG競走を中心に本会会長賞競走等の来場促進、ファンサービスの充実等の一助となるべく開催施行者へオリジナルグッズを提供してきたが、現在では本会の活動がファンをはじめ関係者にも理解され、所期の目的がほぼ達成されたことから、本年度は更に規模を縮小し次のとおり実施した。

1. 競走の協賛

施行者の要請に基づき協力した競走およびボートレース場は次のとおりである。

①全国発売競走

競艇名人戦（徳山）、笹川賞（浜名湖）、グランドチャンピオン決定戦（大村）、オーシャンカップ（丸亀）、モーターボート記念（蒲郡）、全日本選手権（桐生）、競艇王チャレンジカップ（唐津）、賞金王決定戦（住之江）、新鋭王座決定戦（宮島）、女子王座決定戦（三国）の10競走

②会長賞競走

会長賞競走を開催した24ボートレース場

2. ボートレース場等イベントの協賛

ボートレース振興会の行う場外発売場を対象とした広報支援事業をはじめ、各場並びにボートピアで行われた前夜祭、チャリティーバザー、トークショー、競艇教室等、ファン交流イベントに協力するとともに参加者に対しオリジナルグッズを贈呈した。

3. 支部によるイベントの協賛

支部主催のチャリティーイベントをはじめ、感謝祭、競艇教室等、各種ファン交流イベントに本会オリジナルグッズを提供し協力した。

4. その他

本年度競走等協賛で提供した本会オリジナルグッズは次のとおりである。

帽子、ボート型ストラップ、ハンカチーフ、パンの缶詰、エコバッグ、色紙、千社札および日本財団推奨の「真心絶品」から馬油せっけん、塩あめ。

(二) 普及協賛について

1. 海事思想の普及について

「マリンスポーツフェスタin碧南2010」を本会・マリンスポーツ財団の共催、碧南市および日本財団の後援のもと開催し、各種マリンスポーツ体験を通じたボートレース事業に対する理解と海事思想の普及宣伝に努めた。

また、マリンスポーツ財団が主催するK400選手権大会への協賛をはじめ、マリンスポーツフェスティバルin淡路島、ゴムボート体験試乗会等、アマチュア関係の親水イベントに協賛し協力した。

2. 副賞の協賛について

副賞の協賛については、全てのSG・GI・GII競走の優勝者に副賞金を、また本会会長賞競走については優勝者並びに優出者に副賞金を贈呈した。

3. 式典等の協賛について

式典等の協賛として、日モ競主催の永年功労者表彰式典においては30年功労表彰17名、20年功労表彰53名の計70名に、また優秀選手表彰式典においては7部門にて表彰を受けた5名にそれぞれ記念品を贈呈した。

4. 通算成績記録達成選手の褒賞について

通算成績記録達成選手の褒賞については、本年度の該当者はなかった。

(三) 各種イベント参加の調整およびマスコミ等の対応について

1. ボートレース振興会が実施するイベント等への協力

ボートレースの広報宣伝活動として、ボートレース振興会が企画制作する2011ボートレースCM、同カレンダーをはじめ、テレビ・ラジオ番組の出演、新聞・雑誌の取材等の協力依頼を受けるにあたり、諸条件の調整を行い対応した。

2. 施行者、日モ競等が実施するイベント等への協力

ボートレースのPR映画、ドキュメンタリー番組の制作をはじめ、前夜祭、壮行会、サイン会等の選手ふれあいイベント、各種競走開催に伴う媒体訪問、キャンペーン等の実施にあたっては、諸条件の調整を行い協力した。

また、日モ競からのスター候補関連イベント、ボートピアイベント、媒体訪問のほか、日本レジャーチャンネルからの各種番組出演等についてもそれぞれ協力した。

3. ボートレース専門誌等への取材協力

業界内で発行されている各種ボートレース専門誌より取材依頼等を受けるにあたり、諸条件の調整を行い対応した。

なお、一般マスメディアからの取材要請等については日モ競広報と連携し対応した。

4. その他

各スポーツ界のアスリートが出演し、毎週月曜日に放送される民放ラジオのトーク番組にボート業界の広報活動の一環として会員がボランティア出演するにあたり、諸条件の調整を行った。

(四) 肖像権の保全管理について

1. 民間企業との提携による商品化権について

ボートレース業界と民間企業との提携による商品化権における業界内の覚書については、旧社団法人全国モーターボート競走会連合会からボートレース振興会へ契約上の地位が承継したことに伴い、改めて業界内6団体による覚書を締結した。

また関連して、これまで本会と株式会社ヤマトとで交わっていた覚書についても、読み替えるため双方で確認書を交わした。なお、楽天銀行株式会社（旧イーバンク銀行）と交わした覚書については、キャッシュカードの発行中止に伴い終了合意書を交わし解約した。

なお、会員の実名・肖像を使用した携帯電話ゲーム（競艇キング、競艇ドリーム）については、本年度内においてサイトの利用実績がロイヤリティーの発生する基準件数を3回超えたので、サイト管理者と交わした覚書に基づき、会員の了解のもと肖像権使用料を適宜ハンセン病制圧活動基金に寄付した。

2. 肖像使用の許諾について

ボートレースの啓発活動の一環として、民間企業のゲーム開発への協力として、ボートレース振興会から、会員の肖像使用の申し入れについては許諾するとともに積極的に協力した。

また、施行者、日モ競がボートレースの宣伝・告知を主目的として製作した商品等に関する会員の肖像使用申し入れについても許諾するとともに協力したほか、株式会社日本レジャーチャンネル、株式会社ネプラス（競艇マクール）からの会員の肖像を使用した商品製作の申し入れについては、それぞれ覚書に基づき許諾した。

3. 新入会会員の肖像権の管理・運用について

本年度内に入会した第107期31名、第108期18名に対し、本会で肖像権の管理・運用を行うことの説明を行い、全員から承諾書の提出を求めた。

(五) 広報について

機関紙「モーターボート選手新聞」を本年度内7回発行したほか、必要に応じ「会員徹底文書」を発行した。

1. モーターボート選手新聞

第337号（平成22年 4月 1日）	第341号（平成22年11月 1日）
〃 338号（ 〃 6月 1日）	〃 342号（平成23年 1月 1日）
〃 339号（ 〃 7月 1日）	〃 343号（ 〃 3月 1日）
〃 340号（ 〃 9月 1日）	

2. 会員徹底文書

・ハンセン病制圧支援事業への寄付について（お願い）	4月 1日
・「業務関連事項」および「事故防止対策委員会による周知事項」について	4月 1日
・翼厚検査器具の購入希望アンケートについて	4月 7日
・平成22年度貸与通勤着の着用時期の会員徹底について	4月 9日
・競走会「スタート事故防止に関する特別助成」について	4月26日
・桐生競艇場の荷物送付先住所について	5月 6日
・登録第3861号岩永高弘会員の殉職事故について	5月14日
・会員の殉職事故について	5月14日
・故岩永高弘選手の告別式等について	5月15日
・お盆レースにおける「BOATRACE振興会」会長賞の付与について	6月29日
・「業務関連事項」について	7月 6日

・ 桐生、蒲郡および住之江競艇場におけるナイターレース最終日の宅急便集荷について	7月28日
・ 「業務関連事項」について	9月17日
・ 2011年夏季制服デザイン	9月29日
・ 「業務関連事項」について	10月 8日
・ 通勤着紺色/半袖ポロシャツオーダーシート	10月 8日
・ 乗艇着の定期交換について	10月15日
・ 温水パイプの取り付け時期について（速報）	10月20日
・ 温水パイプの取り付け時期について（速報）	11月 8日
・ 「業務関連事項」について	11月10日
・ 温水パイプの取り付け時期について	11月19日
・ 「事故防止対策委員会決定事項」及び「業務関連事項」について	12月 6日
・ 翼厚検査器具（自主確認用）の購入希望アンケートについて	1月 6日
・ 日本財団・笹川陽平会長 年頭挨拶（要旨）の送付について	1月12日
・ 「事故防止対策委員会による周知事項」及び「業務関連事項」について	1月19日
・ 平成22年分の所得税および消費税の確定申告について	1月19日
・ 平成22年度共済納付金の納付について	1月19日
・ 「業務関連事項」について	2月22日
・ 開催取り止めに伴う問い合わせについて	3月13日
・ 「東北地方太平洋沖大地震」被災地救援金の寄付について（お願い）	3月15日
・ 緊急貸付金の申請について（お知らせ）	3月24日
・ 震災による「開催中止補償」および「競走の再開」について	3月25日
・ 震災後の「開催自粛場」について	3月26日
・ 震災後の開催予定について	3月28日
・ 震災時の開催休止に伴う「選手級別決定基準」出走回数取扱いについて	3月31日

(六) 設立50周年記念事業について

本会は監督官庁の国土交通省から昭和35年10月29日に法人設立を許可されて以来、本年10月をもって設立50周年を迎えた。

六. 公益・福祉に関する施策

本年度は、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の支援事業として、救援金を全会員から募り、日本財団を通じて支援した。

また、公益性のある慈善活動を継続して行う団体として、本年度も引き続き、日本財団が実施しているハンセン病制圧事業に協力した。

(一) 東北地方太平洋沖地震に対する被災地支援救援金について

1. 会員からの救援金について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震への被災地支援については、3月14日に業界主要7団体による協議が行われ、全関係団体が一致協力して救援金を募ることとし、これを迅速かつ的確な支援に繋げるため、阪神・淡路大震災での支援経験を有する日本財団がとりまとめて被災地支援を行うことが決定された。

これを受け、本会では、3月14日に開催した第22年度第12回理事会・第5回支部長会・第4回評議員会合同会議において、被災地支援について協議を行った結果、全会員に救援金を募ることの賛同が得られ、翌3月15日に全会員に救援金を急募した。

救援金は、3月17日に803万円を、3月25日に179万円を日本財団を通じて被災地支援に充てた。なお、年度末現在で会員からの救援金は997万円に上った。

また、地震発生後3月末まで全レースが中止となったが、その間、日本財団をはじめ関係各団体とともに本会並びに各支部では主要駅前で街頭募金活動を実施し、被災地支援を呼びかけた。

2. 復興支援レース開催に伴う寄付金の拠出について

業界7団体による災害復興対策会議が3月28日に開催され、業界挙げて復興支援のため10億1,000万円を寄付することを決定し、併せて休止していたレースが、被災地支援レースとして4月より順次再開されることとなった。

なお、寄付金は、ボートレース振興会から5億円、37施行者が計5億円のほか、日モ競、全施協、施設協、日本レジャーチャンネル、本会の5団体が一律200万円ずつ拠出した。

(二) ハンセン病制圧第5回ボートレースチャリティー基金委員会

ハンセン病制圧第5回ボートレースチャリティー基金委員会は、9月27日日本財団会議室で開催され、これまでのチャリティー基金事業の支援状況、収支の報告と寄付金の有効活用について慎重審議が行われた。

全会員からの寄付金1,190万円の内、1,180万円を中国、インド、フィリピン、ベトナムへの教育支援、高等教育支援・職業訓練に、またオークション、支部のチャリティー、SG競走優勝者等からの寄付金1,400万円は、インド、中国、ベトナム、インドネシアほかアフリカへ生活環境支援（家屋修繕、生活用水の確保等）経済自立支援（牛・ミシン購入、養豚、織物工場等）に活用されることとなった。

(三) ハンセン病制圧ボートレースチャリティーオークションについて

ハンセン病制圧ボートレースチャリティーオークションについては、全国発売のSG・GI競走の参加選手に商品提供等の協力を得て競走の開催期間中実施された。

なお、オークションの収益金は次表のとおり。

回	特 集 名	開催期間	出品者数 ・ 商品数	収益金(円)
1	第11回 競 艇 名 人 戦	4/13 ~ 4/18	26 名 ・ 30 点	141,783
2	第37回 笹 川 賞	5/25 ~ 5/30	31 名 ・ 35 点	387,158
3	第20回 グランドチャンピオン決定戦	6/22 ~ 6/27	20 名 ・ 27 点	234,343
4	第15回 オ ー シ ャ ン カ ッ プ	7/14 ~ 7/19	16 名 ・ 17 点	127,782
5	第56回 モ ー タ ー ボ ー ト 記 念	8/24 ~ 8/29	18 名 ・ 16 点	105,461
6	第57回 全 日 本 選 手 権	10/6 ~ 10/11	21 名 ・ 26 点	259,900
7	第13回 競 艇 王 チ ャ レ ン ジ カ ッ プ	11/23 ~ 11/28	20 名 ・ 24 点	228,532
8	第25回 賞 金 王 決 定 戦	12/18 ~ 12/23	19 名 ・ 25 点	269,982
9	第25回 新 鋭 王 座 決 定 戦	1/25 ~ 1/30	19 名 ・ 27 点	187,598
10	第24回 女 子 王 座 決 定 戦	3/1 ~ 3/6	37 名 ・ 50 点	511,575
11	第46回 総 理 大 臣 杯	3/16 ~ 3/21	中 止	—
合 計			227 名 277 点	2,454,114

(四) ハンセン病制圧ボートレースチャリティー基金への寄付について

ハンセン病制圧ボートレースチャリティー基金に対しては、本年度は、全会員並びに事務局職員からの寄付金1,190万円余をはじめ、支部や有志主催によるチャリティー関連イベントの収益金やSG競走優勝副賞金の一部など、支部や会員から幅広い協力が得られた。また、会員の肖像使用関連で発生した謝礼等についても同基金へ寄付された。

	寄付日	イベント内容	進呈者	寄付金(円)
1	4月20日	第5回ハンセン病制圧チャリティーゴルフ大会	参加54選手	237,000
2	5月16日	携帯ゲーム「競艇キング」肖像使用ロイヤリティー (KDDI・SoftBank)	株式会社 ヤマト	141,750
3	5月20日	第6回競輪・競艇合同チャリティーゴルフコンペ収益金の一部	岡山支部	30,000
4	7月6日	ハンセン病制圧のため全会員からの寄付金	全会員	11,908,005
5	7月15日	携帯ゲーム「競艇キング」肖像使用ロイヤリティー (docomo)	株式会社 ヤマト	141,750
6	8月12日	第20回グランドチャンピオン決定戦競走賞金の一部	4044湯川浩司(大阪)	500,000
7	8月24日	びわこファミリーカーニバル2010 収益金の一部	滋賀支部	10,000
8	10月21日	第15回オーシャンカップ(丸亀)優勝賞金の一部	4168石野貴之(大阪)	500,000
9	11月4日	津まつり 募金活動の寄付金の一部	津市競艇事業部	10,075
10	11月17日	瀬戸大橋まつり(児島) 岡山支部フリーマーケット売上の一部	岡山支部	14,491
11	1月11日	近畿地区選手権競走(びわこ)チャリティーバザー収益金の一部	滋賀支部	30,000
12	2月2日	支部別スタート事故 競走会特別助成金の一部	滋賀支部	30,000
13	3月8日	第25回賞金王決定戦(住之江)優勝賞金の一部	4013中島孝平(福井)	500,000
14	3月10日	携帯ゲーム「競艇キング」肖像使用ロイヤリティー (KDDI・SoftBank)	株式会社 ヤマト	141,750
合 計				14,194,821

第2章 一般事項について

一、総務事項について

(一) 新法人移行準備委員会について

新法人移行準備委員会については、平成20年12月1日より施行されている公益法人制度改革関連法（「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づいた法人制度に順応し、現在実施している事業を継続するために特例民法法人から一般社団法人へ移行する必要があることから、現行定款等の諸規程を適法化することを目的として設置され、平成21年6月から平成22年11月まで6回にわたり検討し、会長宛に答申するとともに新定款（案）についても併せて提出した。

（「答申書」および新定款（案）省略）

(二) 会員について

本年度末における会員数は、1,528名（内女子164名）で本年度中における入退会者数は次のとおりである。

入会者	49名	（第107期31名、第108期18名）
退会者	41名	

支 部 別 会 員 数

支 部	会 員 数	支 部	会 員 数	支 部	会 員 数
群 馬	88 (7)	滋 賀	45 (6)	山 口	71 (4)
埼 玉	87 (8)	大 阪	103 (10)	福 岡	186 (21)
東 京	182 (23)	兵 庫	61 (5)	佐 賀	61 (4)
静 岡	78 (11)	徳 島	44 (8)	長 崎	54 (4)
愛 知	135 (11)	香 川	69 (10)	会員総数	1,528名 (164名)
三 重	46 (7)	岡 山	99 (14)		
福 井	43 (5)	広 島	76 (6)		

() 内は女子会員

(三) 役員について

本年度における役員は次のとおりである。

会 長	福永 達夫	副会長	志氣 英勝	理事長	竹内 知樹
理 事	山崎 義明	理 事	柴田 哲男	理 事	西嶋 洋一
理 事	濱村 芳宏	理 事	田中 寛	理 事	日高 逸子

理事 尾崎 鉄也

監事 鈴木 賢一

監事 秋元 善行

なお、3月14日開催の第101回通常総会において選任された役員は次のとおりである。

会長 福永 達夫

副会長 上瀧 和則

理事長 竹内 知樹

理事 新井 亨

理事 山崎 義明

理事 渥美 敏男

理事 鈴木 幸夫

理事 西嶋 洋一

理事 白石 桂三

理事 濱村 芳宏

理事 田中 寛

理事 尾崎 鉄也

監事 鈴木 賢一

監事 秋元 善行

(四) 登記および届出について

本年度における登記および主務官庁への届出事項は次のとおりである。

平成22年6月30日 公益法人監督規則第6条に基づく届出

(五) 支部長および評議員について

本年度における支部長および評議員は次のとおりである。

支部	支部長	評議員	支部	支部長	評議員
群馬	新井 亨	本橋 克洋	兵庫	冨好 和幸	沼田 嘉弘
埼玉	堂原 洋史	須藤 博倫	徳島	丸尾 義孝	岡部 浩
東京	鈴木 茂正	山田 竜一	香川	山崎 昭生	宮武 英司
静岡	二橋 学	渡邊 哲也	岡山	片山 晃	小畑 実成
愛知	河合 良夫	吉田 隆義	広島	石田 豪	出本 正博
三重	矢橋 成介	花本 夏樹	山口	柳瀬 興志	小林 昌敏
福井	窪田 好弘	武田 光史	福岡	藤丸 光一	山一 鉄也
滋賀	白石 桂三	山本 修次	佐賀	小菅 文隆	中野 和裕
大阪	宮 暢彦	田中信一郎	長崎	太田 国広	落合 敬一

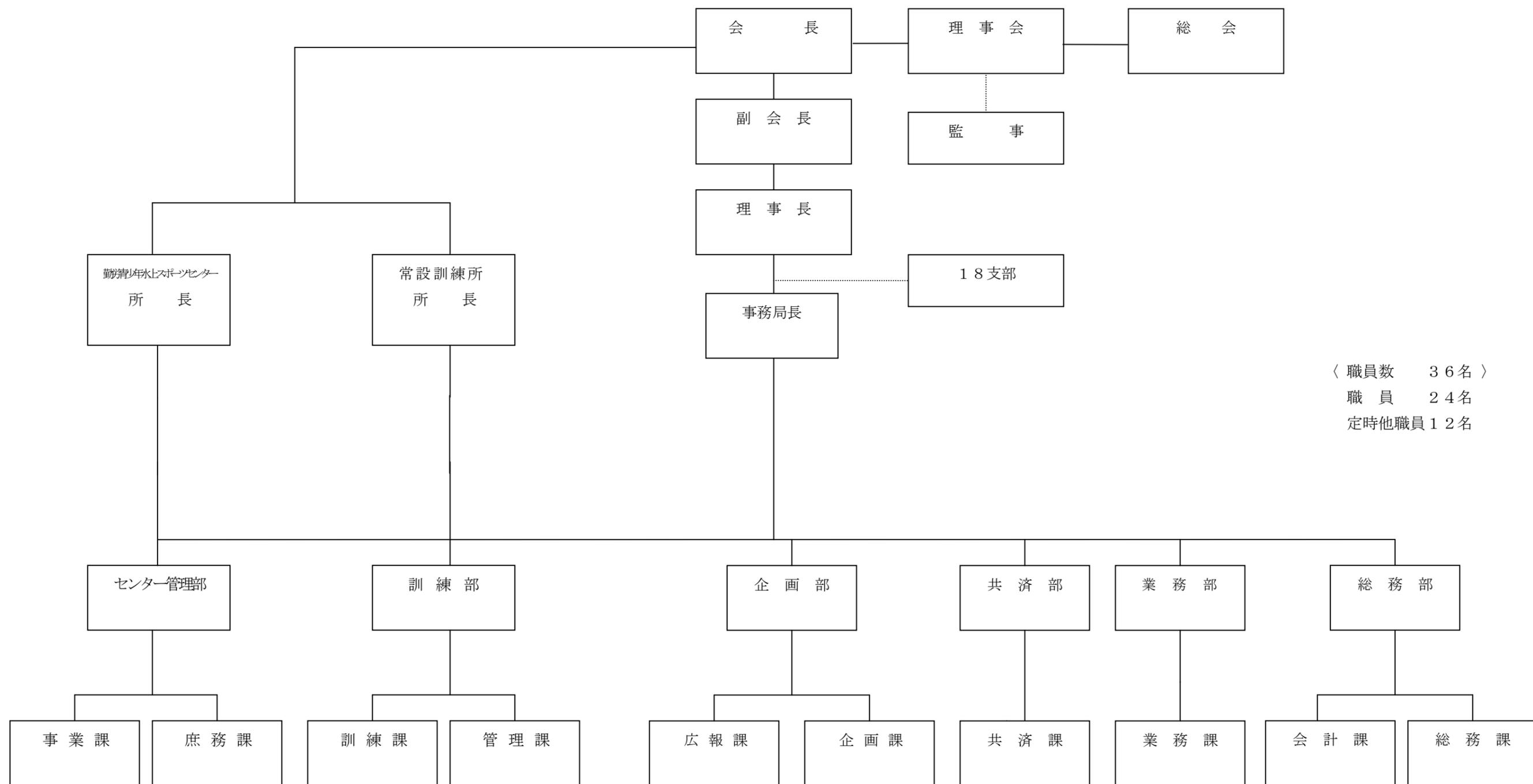
(六) 常設訓練所・勤労青少年水上スポーツセンター所長および指導員について

本年度における所長および指導員は次のとおりである。

所長・指導員 西嶋 洋一

(七) 事務局について

本年度末における事務局組織は次のとおりである。



二、平成22年度各種委員会

- (一) 事故防止対策委員会（10名）
- (二) 技術研究専門委員会（7名）
- (三) 選手共済事業運営委員会（11名）
- (四) 奨学生選考委員会（8名）
- (五) 共済給付審査委員会（7名）
- (六) 新法人移行準備委員会（19名）
- (七) 諸制度検討委員会（7名）

三、会 議

(一) 総会について

第100回通常総会（H22. 6. 29 於：東京「船の科学館」5F “マーメイド”）

出席者 1, 512名

議 題

第1号議案 平成21年度事業報告書の承認に関する件

第2号議案 平成21年度決算報告書の承認に関する件

第3号議案 平成22年度諸会計（一般会計・共済事業特別会計・育英事業特別会計）収支補正予算書の承認に関する件

第4号議案 財団法人日本船舶振興会に対する平成23年度補助金・助成金申請の承認に関する件

第101回通常総会（H23. 3. 14 於：東京「品川プリンスホテル」メインタワー17F “大磯”）

出席者 1, 518名

議 題

第1号議案 平成22年度諸会計（一般会計・共済事業特別会計・育英事業特別会計・常設訓練所特別会計・勤労青少年水上スポーツセンター特別会計）収支補正予算書の承認に関する件

第2号議案 「入会金、会費、共済基金及び共済納付金納付に関する規程」の一部改正の承認に関する件

第3号議案 平成23年度事業計画書の承認に関する件

第4号議案 平成23年度諸会計（一般会計・共済事業特別会計・育英事業特別会計・常設訓練所特別会計・勤労青少年水上スポーツセンター特別会計）収支予算書の承認に関する件

第5号議案 任期満了に伴う役員選任の承認に関する件

(二) 理事会について

第1回理事会（H22. 5. 21 於：東京「本会」会議室）

議 題

(一) 報告事項

(1) 登録第3861号岩永高弘会員の殉職事故について

(2) 各種委員会委員について

(3) 平成21年度第2回番組編成業務検討会について

(4) 第182回選手出場あっせん委員会について

(5) 年金資産の返還状況について

(6) その他

(二) 協議事項

(1) 選手の再入会について

- (2) 連続無事故出走者に対する特別褒賞について
- (3) 遺児福祉年金の奨学生について
- (4) 共済給付について
- (5) 理事の選任に関する事項について
- (6) 監事の選任に関する事項について
- (7) 非常勤役員の報酬及び退任慰労金の取り扱いについて
- (8) 「役員の帰省に関する旅費支給内訳」の廃止について
- (9) 「指導員の帰省に関する旅費支給内訳」の廃止について
- (10) 「旅費規程」の一部改正（案）について
- (11) 「職員の赴任に当っての取扱要領」の一部改正（案）について
- (12) 平成21年度事業報告書（案）について
- (13) 平成21年度決算報告書（案）について
- (14) 平成22年度諸会計収支補正予算書（案）について
- (15) 財団法人日本船舶振興会に対する平成23年度補助金及び助成金申請について
- (16) その他

第2回理事会（第1回支部長会・第1回評議員会と合同）

（H22.6.9 於：愛知「勤労青少年水上スポーツセンター」多目的ホール）

議 題

- (1) 登録第3861号岩永高弘会員の殉職事故について
- (2) 各種委員会委員について
- (3) 平成21年度第2回番組編成業務検討会について
- (4) 第182回選手出場あっせん委員会について
- (5) 第85回競技運営研究委員会について
- (6) 第50回ボート・モーター等改善研究委員会について
- (7) 平成22年度第1回選手共済事業運営委員会について
- (8) 遺児福祉年金の奨学生について
- (9) 共済給付について
- (10) 理事の選任に関する事項について
- (11) 監事の選任に関する事項について
- (12) 非常勤役員の報酬及び退任慰労金の取り扱いについて
- (13) 「役員の帰省に関する旅費支給内規」の廃止について
- (14) 「指導員の帰省に関する旅費支給内規」の廃止について
- (15) 「旅費規程」の一部改正について
- (16) 「職員の赴任に当っての取扱要領」の一部改正について
- (17) 平成21年度事業報告書（案）について
- (18) 平成21年度決算報告書（案）について
- (19) 平成22年度諸会計収支補正予算書（案）について
- (20) 財団法人日本船舶振興会に対する平成23年度補助金及び助成金申請について
- (21) その他

第3回理事会（第2回支部長会・第2回評議員会と合同）

（H22. 6. 29 於：東京「船の科学館」5F “マーメイド”）

議 題

- （1）第284回褒賞懲戒審議会について
- （2）平成22年度第1回事故防止対策委員会について
- （3）平成22年度第2回事故防止対策委員会・平成22年度第1回技術研究専門委員会
合同委員会について
- （4）その他

第4回理事会（H22. 6. 29 於：東京「船の科学館」3F “クラウンルーム”）

議 題

協議事項

- （1）「連続無事故出走特別褒賞要領」の一部改正（案）について
- （2）選手の再入会について
- （3）元会員の死亡後の取扱いについて
- （4）その他

第5回理事会（H22. 8. 31 於：東京「本会」会議室）

議 題

（一）報告事項

- （1）第86回競技運営研究委員会について
- （2）第285回褒賞懲戒審議会について
- （3）平成22年度第3回事故防止対策委員会について
- （4）平成21年度決算における監査法人による会計指導報告書について
- （5）税理士による法人移行後の非営利型法人における税務指導について
- （6）その他

（二）協議事項

- （1）選手処遇について
- （2）監事の選任に関する事項について
- （3）会員貸付規程及び簡易貸付規程の一部改正（案）について
- （4）共済給付について
- （5）平成23年度貸与夏季制服について
- （6）連続無事故出走者に対する特別褒賞について
- （7）財団法人日本船舶振興会に対する平成23年度補助金及び助成金申請について
- （8）その他

第6回理事会（H22. 10. 12 於：東京「品川プリンスホテル」メインタワー3F
“もみじ”）

議 題

（一）報告事項

- (1) 第87回競技運営研究委員会について
- (2) 第51回ボート・モーター等改善研究委員会について
- (3) 平成22年度第1回技術連絡会議について
- (4) 第5回競艇チャリティー基金委員会について
- (5) その他

(二) 協議事項

- (1) 平成23年度選手処遇について
- (2) 第107期登録選手の入会承認について
- (3) 理事・監事候補者の届出に関して
- (4) 連続無事故出走者に対する特別褒賞について
- (5) その他

第7回理事会（第3回支部長会と合同）

(H22.10.13 於：東京「品川プリンスホテル」メインタワー26F
“日光”)

議 題

- (1) 第107期登録選手の入会承認について
- (2) 理事・監事候補者の届出に関して
- (3) 第285回褒賞懲戒審議会について
- (4) 平成22年度第3回事故防止対策委員会について
- (5) 第87回競技運営研究委員会について
- (6) 第51回ボート・モーター等改善研究委員会について
- (7) 平成22年度第1回技術連絡会議について
- (8) 連続無事故出走者に対する特別褒賞について
- (9) 平成21年度決算における監査法人による会計指導報告書について
- (10) 税理士による法人移行後の非営利型法人における税務指導について
- (11) 会員貸付規程及び簡易貸付取扱要領の一部改正について
- (12) 平成23年度貸与夏季制服について
- (13) 財団法人日本船舶振興会に対する平成23年度補助金及び助成金申請について
- (14) 第5回競艇チャリティー基金委員会について
- (15) 平成23年度選手処遇について
- (16) その他

第8回理事会（H22.11.30 於：東京「本会」会議室）

議 題

(一) 報告事項

- (1) 第37回モーターボート競走関係全国責任者会議について
- (2) 平成22年度第1回新法人移行準備委員会について
- (3) 第88回競技運営研究委員会について
- (4) 第286回褒賞懲戒審議会について

- (5) 平成22年度第4回事故防止対策委員会について
- (6) 第183回選手出場あっせん委員会について
- (7) その他

(二) 協議事項

- (1) 平成23年度選手処遇について
- (2) 平成23年度事業計画書(案)の大綱について
- (3) 次期理事・監事(会員・学識)候補者の推薦について
- (4) 諸制度検討委員会の立ち上げについて
- (5) 選手の再入会について
- (6) 連続無事故出走者に対する特別褒賞について
- (7) 共済給付について
- (8) ハンセン病制圧チャリティーゴルフについて
- (9) その他

第9回理事会 (H23. 1. 28～29 於: 愛知「勤労青少年水上スポーツセンター」
新館会議室)

議 題

(一) 報告事項

- (1) 国土交通省公益法人検査について
- (2) 第89回競技運営研究委員会について
- (3) 第287回褒賞懲戒審議会について
- (4) 平成22年度第5回事故防止対策委員会について
- (5) 平成22年優秀選手選考委員会について
- (6) その他

(二) 協議事項

- (1) 次期理事および監事並びに三役の推薦について
- (2) 会員の弔慰金の支給について
- (3) 連続無事故出走者に対する特別褒賞について
- (4) 平成22年度諸会計収支補正予算書(案)について
- (5) 平成23年度事業計画書(案)について
- (6) 平成23年度役員報酬(案)について
- (7) 平成23年度諸会計収支予算書(案)について
- (8) その他

第10回理事会 (H23. 2. 14 於: 愛知「勤労青少年水上スポーツセンター」
新館会議室)

議 題

(一) 報告事項

- (1) 平成22年度第1回諸制度検討委員会について

- (2) 第35回奨学生選考委員会について
- (3) 平成23年度SG競走等実施要綱打合せ会議について
- (4) その他

(二) 協議事項

- (1) 「入会金、会費、共済基金及び共済納付金納付に関する規程」の一部改正（案）について
- (2) 平成23年度共済事業特別会計収支予算書（案）について
- (3) 任期満了に伴う役員選任について
- (4) 共済給付について
- (5) その他

第11回理事会（第4回支部長会・第3回評議員会と合同）

(H23. 2. 14～15 於：愛知「勤労青少年水上スポーツセンター」
多目的ホール)

議 題

- (1) 平成23年度選手処遇について
- (2) 国土交通省公益法人検査について
- (3) 第89回競技運営研究委員会について
- (4) 平成23年度SG競走等実施要綱打合せ会議について
- (5) 第287回褒賞懲戒審議会について
- (6) 平成22年度第5回事故防止対策委員会について
- (7) 平成22年優秀選手表彰式典について
- (8) 会員の弔慰金支給について
- (9) 第35回奨学生選考委員会について
- (10) 平成22年度第1回諸制度検討委員会について
- (11) 「入会金、会費、共済基金及び共済納付金納付に関する規程」の一部改正（案）について
- (12) 平成22年度諸会計収支補正予算書（案）について
- (13) 平成23年度事業計画書（案）について
- (14) 平成23年度諸会計収支予算書（案）について
- (15) 任期満了に伴う役員選任について
- (16) その他

第12回理事会（第5回支部長会・第4回評議員会と合同）

(H23. 3. 14 於：東京「品川プリンスホテル」メインタワー17F
“大磯”)

議 題

- (1) 「東北地方太平洋沖地震」によるレース開催への影響並びに義援金の支援について
- (2) 第52回ボート・モーター等改善研究委員会について
- (3) 第288回褒賞懲戒審議会について

- (4) 平成22年度第6回事故防止対策委員会について
- (5) 平成22年度第2回選手共済事業運営委員会について
- (6) その他

第13回理事会（H23. 3. 24 於：東京「本会」会議室）

議 題

(一) 報告事項

- (1) 「東北地方太平洋沖地震」被災地への会員からの義援金について
- (2) その他

(二) 協議事項

- (1) 「東北地方太平洋沖地震」に伴う緊急貸付について
- (2) 「東北地方太平洋沖地震」によるレース中止に伴う補償金について
- (3) 「東北地方太平洋沖地震」による開催中止に伴う対応並びに今後について
- (4) 第108期生の入会承認について
- (5) その他

(三) 支部長会について

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 第1回（H22. 6. 9 | 第2回理事会・第1回評議員会と合同） |
| 第2回（H22. 6. 29 | 第3回理事会・第2回評議員会と合同） |
| 第3回（H22. 10. 13 | 第7回理事会と合同） |
| 第4回（H23. 2. 14～15 | 第11回理事会・第3回評議員会と合同） |
| 第5回（H23. 3. 14 | 第12回理事会・第4回評議員会と合同） |

(四) 評議員会について

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 第1回（H22. 6. 9 | 第2回理事会・第1回支部長会と合同） |
| 第2回（H22. 6. 29 | 第3回理事会・第2回支部長会と合同） |
| 第3回（H23. 2. 14～15 | 第11回理事会・第4回支部長会と合同） |
| 第4回（H23. 3. 14 | 第12回理事会・第5回支部長会と合同） |

(五) 委員会について

1. 事故防止対策委員会について

第1回（H22. 6. 14 於：東京「本会」会議室）

議 題

- (1) 正・副委員長の選任について
- (2) 殉職事故について
- (3) 平成22年度の活動方針（案）について
- (4) 第284回褒賞懲戒審議会について
- (5) 不良航法・事故回避について
- (6) 宅急便運用細則違反者について
- (7) 競走の出場取消手続に関する不備について

- (8) プロペラポイントについて
- (9) 一般戦・最終日の待機行動違反者について
- (10) その他

第2回（H22. 6. 14 於：東京「本会」会議室・第1回技術研究専門委員会と合同）

議 題

- (1) 正・副委員長（技術研究専門委員会）の選任について
- (2) 器材関連の懸案事項について
- (3) 試作ケブラーズボン・シューズについて
- (4) その他

第3回（H22. 8. 30 於：東京「本会」会議室）

議 題

- (1) 第285回褒賞懲戒審議会について
- (2) 重傷事故・不良航法・参考事象・事故回避・人命救助について
- (3) 試運転時等における防護具未着用者について
- (4) 宅急便運用細則違反者について
- (5) プロペラポイントについて
- (6) 一般戦・最終日の待機行動違反者について
- (7) その他

第4回（H22. 11. 12 於：東京「本会」会議室）

議 題

- (1) 第286回褒賞懲戒審議会について
- (2) 重傷事故・不良航法・参考事象・事故回避について
- (3) 試運転時等における防護具未着用者について
- (4) 宅急便運用細則違反者について
- (5) プロペラポイントについて
- (6) 一般戦・最終日の待機行動違反者について
- (7) その他

第5回（H23. 1. 11 於：東京「本会」会議室）

議 題

- (1) 会員の本委員会招致について
- (2) 第287回褒賞懲戒審議会の決定事項について
- (3) 不良航法・人命救助・参考事象・事故回避について
- (4) 体重測定に関する指導事項違反者について
- (5) 宅急便運用細則違反者について
- (6) プロペラポイントについて
- (7) 一般戦・最終日の待機行動違反者について
- (8) その他

第6回（H23. 3. 10 於：東京「本会」会議室）

議 題

- （1）第288回褒賞懲戒審議会の決定事項について
- （2）不良航法・事故回避について
- （3）宅急便運用細則違反者について
- （4）プロペラポイントについて
- （5）一般戦・最終日の待機行動違反者について
- （6）その他

2. 技術研究専門委員会について

第1回（H22. 6. 14 於：東京「本会」会議室・第2回事故防止対策委員会と合同）

議 題

- （1）正・副委員長の選任について
- （2）器材関連の懸案事項について
- （3）試作ケブラーズボン・シューズについて
- （4）その他

3. 選手共済事業運営委員会について

第1回（H22. 5. 27 於：東京「本会」会議室）

議 題

- （1）平成21年度共済事業報告書（案）について
- （2）平成21年度共済事業特別会計決算書（案）について
- （3）平成22年度共済事業特別会計収支補正予算書第一次補正（案）について
- （4）その他

第2回（H23. 2. 28 於：東京「本会」会議室）

議 題

- （1）平成22年度共済事業特別会計収支補正予算書第二次補正（案）について
- （2）「入会金、会費、共済基金及び共済納付金納付に関する規程」の一部改正（案）について
- （3）平成23年度事業計画書（案）について
- （4）平成23年度共済事業特別会計収支予算書（案）について
- （5）その他

4. 奨学生選考委員会について

第35回（H23. 2. 9 於：東京「本会」会議室）

議 題

- （1）育英事業特別会計の予算・決算について
- （2）奨学生の新規採用について
- （3）奨学生の進学・進級について

(4) その他

5. 新法人移行準備委員会について

第1回 (H22. 11. 2 於:東京「本会」会議室)

議 題

- (1) 学識理事について
- (2) 内閣府公益認定等委員会事務局への質問について
- (3) 新法人移行後の定款(案)について
- (4) 新法人移行準備委員会答申書(案)について
- (5) その他

6. 諸制度検討委員会について

第1回 (H23. 1. 29 於:愛知「勤労青少年水上スポーツセンター」新館会議室)

議 題

- (1) 正・副委員長の選任について
- (2) 諸制度検討委員会の規則について
- (3) 「入会金、会費、共済基金及び共済納付金納付に関する規程」の一部見直しについて
- (4) その他

四、公益法人検査

国土交通省による公益法人検査は、平成23年1月20日本会において実施された。

五、監 査

定款に基づく財産および業務執行状況の監査は、次のとおり実施した。

第4/4半期 (平成21年度)

平成22年	5月12日～	5月13日	(東京)	一般・共済・育英
		5月19日	(碧南)	訓練・センター会計

第1/4半期

平成22年		8月4日	(碧南)	訓練・センター会計
	8月5日～	8月6日	(東京)	一般・共済・育英

第2/4半期

平成22年	11月11日～	11月12日	(東京)	一般・共済・育英
			(碧南)	訓練・センター会計

第3/4半期

平成23年	1月24日～	1月25日	(東京)	一般・共済・育英
			(碧南)	訓練・センター会計

第3章 常設訓練所について

一、訓練について

(一) 自主訓練について

スタート事故者に対する自主訓練及びスタートテストは、別表のとおり年18回実施し、369名が参加した。なお、当該訓練には優勝戦及びSG競走・新鋭王座決定戦競走の準優勝戦におけるスタート事故者52名が参加となった。

訓練用発走信号時計は、国土交通省中部運輸局の法定精度検査を受けて精度維持に努めた。

なお、訓練器材(ボート・モーター等)については、浜名湖競艇企業団、株式会社スミノエマリンシステムより払い下げを受け、各種訓練に活用した。

自主訓練参加状況

回	期 間	参加者	不合格	回	期 間	参加者	不合格
1	4/ 1 ~ 4/ 3	19	0	10	10/ 6 ~ 10/ 8	27	0
2	4/15 ~ 4/17	18	0	11	10/26 ~ 10/28	15	0
3	5/11 ~ 5/13	17	0	12	11/16 ~ 11/18	24	0
4	6/ 2 ~ 6/ 4	22	0	13	12/15 ~ 12/17	23	0
5	6/23 ~ 6/25	23	0	14	12/22 ~ 12/24	13	0
6	7/14 ~ 7/16	27	0	15	1/12 ~ 1/14	15	0
7	8/ 4 ~ 8/ 6	21	0	16	2/ 2 ~ 2/ 4	15	0
8	8/25 ~ 8/27	20	0	17	2/23 ~ 2/25	26	0
9	9/14 ~ 9/16	20	0	18	3/15 ~ 3/17	24	0
合 計						369	0

(二) 新入会選手特別研修会について

新入会選手特別研修会は第106期生(22名)を平成22年4月6日から9日まで、第107期生(31名)を10月14日から17日までの日程で実施した。

訓練は、すべての事故を防止する観点から、プロ選手としての在り方、初出走に当たっての心構えと手続き等の諸準備並びに会員遵守事項等の徹底と、実技面ではスタート練習、模擬レース、モーター整備等を指導し、一層の技量向上を図った。

なお、協力を得た実技教官は次のとおりである。

○ 実技教官

登録第2712号	河 合 良 夫	登録第2715号	富 田 佳 昭
〃 2820号	久 間 繁	〃 3276号	鈴 木 貴 司
〃 3312号	新 美 進 司	〃 3342号	藤 井 勝 巳
〃 3468号	榊 原 直 樹	〃 3554号	仲 口 博 崇
〃 3621号	天 野 晶 夫	〃 3770号	根 木 康 弘
〃 3779号	原 田 幸 哉	〃 3957号	大 谷 直 弘
〃 3967号	鈴 木 茂 高	〃 4062号	後 藤 陽 介
〃 4080号	山 崎 哲 司		

(以上 愛知支部)

(三) 特別訓練について

本年度の特別訓練は、訓練実施計画に基づき別表のとおり4回実施し、延べ98名が参加した。訓練は、模擬レースを主として、スタート練習・旋回練習・プロペラ修整・VTR講義等を実施し、より一層の技量向上を図った。

特 別 訓 練 実 施 状 況

回	期 間	名 称	参加者	備 考
1	5/25 ～ 5/28	第105期新人再訓練	29	2名欠場
2	6/15 ～ 6/18	第103期特別再訓練	25	
3	9/7 ～ 9/10	第104期特別再訓練	22	
4	11/9 ～ 11/12	第106期新人再訓練	22	
	合 計		98	

協力を得た実技教官は次のとおりである。

○ 実技教官

登録第3554号	仲 口 博 崇 (愛知)	登録第3556号	田 中 信一郎 (大阪)
” 3582号	吉 川 昭 男 (滋賀)	” 3721号	守 田 俊 介 (滋賀)
” 3761号	山 本 光 雄 (滋賀)	” 3779号	原 田 幸 哉 (愛知)
” 3931号	黒 崎 竜 也 (三重)	” 4012号	中 村 有 裕 (滋賀)
” 4049号	高 沖 健 太 (三重)	” 4067号	永 井 源 (愛知)
” 4074号	柳 沢 一 (愛知)	” 4080号	山 崎 哲 司 (愛知)
” 4084号	杉 山 正 樹 (愛知)	” 4218号	吉 川 喜 継 (滋賀)
” 4227号	安 達 裕 樹 (三重)	” 4290号	稲 田 浩 二 (兵庫)
” 4337号	平 本 真 之 (愛知)	” 4344号	新 田 雄 史 (三重)

(四) 訓練所利用について

本年度の自主的な練習希望による訓練所利用状況については、別表のとおり8支部、延べ58名の会員が操縦及び整備等の訓練に当施設を利用した。

自 主 練 習 利 用 状 況

回	期 間	人数	支 部
1	4/27	7	三重
2	5/28	3	愛知
3	6/4	7	兵庫
4	7/9	2	大阪、兵庫
5	7/16	5	兵庫
6	7/30	4	愛知、滋賀、岡山
7	8/10	2	大阪、兵庫
8	8/18	6	愛知
9	8/27	5	三重、山口
10	2/25	4	兵庫
11	3/3	7	静岡、愛知、滋賀、岡山
12	3/11	4	三重、滋賀
13	3/31	2	滋賀
	合 計	58	

二、設備の購入および改修並びに法令に基づく保守点検業務について

本年度は次のとおり実施した。

- ① 発走用大時計取替工事
- ② 本館男・女風呂場改修工事
- ③ 競技ホイストクレーン屋根改修工事
- ④ 大時計昇降装置等塗装工事
- ⑤ 訓練用ピット補修及び甲板ノンスリップ塗装工事
- ⑥ 競技棟外階段ポーチ土間修繕工事
- ⑦ 本館2階客室全エアコン交換工事
- ⑧ 防塵網用支柱交換（1本）
- ⑨ 訓練用発走大時計の精度測定検査（年4回）
- ⑩ 競技棟エレベータの法定点検（年1回）
- ⑪ 防災設備の保守点検（年2回）
- ⑫ 電気設備の保守点検（年1回）
- ⑬ し尿浄化槽の検査および保守点検（年6回）

第4章 勤労青少年水上スポーツセンターについて

一、施設の利用について

(一) 宿泊施設の利用について

宿泊施設の利用状況は別表のとおり、9,839名であった。(別表1)

主に地方公共団体および企業の研修、保育協会、愛知県青少年赤十字、社会福祉協議会関係者のほか、スイミングクラブやライフセービングクラブ、中学校、高校、大学、少年野球、サッカーチーム等の合宿をはじめとした地域住民の親睦会、幼児の英会話教室、体育教室、各種サークル活動に利用された。

(二) 体育施設の利用について

体育施設の利用状況は別表のとおり、63,632名であった。(別表2)

温水プールについては、碧南市体育課主催の婦人水泳教室並びに岡崎竜城スイミングクラブ、西端スイミングクラブ、婦人水泳同好会、アクアビクス同好会等の各水泳クラブや中学、高校及び大学の水泳部、日本水中スポーツ連盟所属のチーム、碧南市消防署の救急救命チーム、ライフセービングクラブ等の各団体に広く利用された。

多目的ホールにおいては毎週、社交ダンスと空手教室およびエアロビクス並びに児童体育教室等各団体に利用され、フォークリフト等の各種講習会に利用された。

(三) 海事思想の普及について

海事思想の普及並びに海難防止の啓発推進のため、障害者、児童や青少年並びに地域住民に、国土交通省認可の特定水域を開放し、エンジン付ゴムボート、バナナボート等の体験を通じた実践活動を行った。

なお、日本財団より寄贈を受けたエンジン付きゴムボート等を活用して、海事思想普及等の実践活動に寄与した。また、各参加者には同財団より寄贈を受けた参加記念品を贈呈した。

1. 温水プールの開放状況

碧南市内の泳げない小学3・4年生30名を対象に、「キッズスイミングスクール」を開講した。

この事業は、学校完全週休二日制の実施により土曜日の余暇時間を子供たちに有効活用させること、また、市内が四方を海・川・湖沼に囲まれた特性であり、水難防止と水に親しむことを教示するため、教育委員会の協力を得てのべ7回の日程で実施した。

最終回に参加者の体力測定を行い、25m泳者と10m着衣完泳者26名に当センターの会長名の認定証を授与した。

2. 特定水域水面の開放状況

特定水域水面を次のとおり開放した。

内 容	参 加 者 名	回数	参加者数
(財) マリンスポーツ財団と共催の「見て」「乗って」「参加して」のテーマのマリンスポーツ試乗会	障害者、一般市民等	1	872名
「親子ふれあいゴムボート大会」 エンジン付きゴムボートでの油ヶ淵の水上遊覧	油ヶ淵周辺住民、子供会等	3	176名
地元の中中学生を対象として、“ボランティア講座”を開き、マリンスポーツを通して児童福祉施設の子供達をサポートする実践活動	幼児、小・中学生、一般市民等	1	106名
「湖上でのペットボトルロケットの打ち上げ大会」・「水上バイク体験」	同好者、幼稚園児等	1	27名
全日本モデルパワーボート連盟によるラジコンボート競技大会	同好者、一般市民	8	482名
日本ソーラー人力ボート協会による全日本選手権大会	同好者	1	270名

3. 施設の開放状況

- ① (財) マリンスポーツ財団と共催して、マリンスポーツの素晴らしさと安全な楽しみ方を、体験試乗を通して、「見て」、「乗って」、「参加して」、マリンスポーツの楽しさを満喫しながら海事思想の普及に寄与する目的で、“マリンスポーツフェスタ in 碧南 2010”を開催した。
当日の参加者数は、延べ872名で、内訳はスーパーキッズボート243名、スーパージェットボート302名、マリンジェット82名、ペアボート245名が体験試乗した。招待客として碧南市内の児童福祉施設「虹の学園」、授産施設「ふれあい作業所」、知的障害者厚生施設「ふれあい福祉園 ガイア」岡崎市の社会福祉法人「米山寮」、安城市の障害者親の会「手をつなぐ親の会」、名古屋市社会福祉法人「さくらんぼの会」の合わせて151名が参加し、体験乗船のほか花しょうぶ園の散策、作業所生産品のバザーを開催した。また、この活動には地元の西端中学をはじめ、市内の中央中学・南中学の生徒がボランティアの講座学習と実践活動のスタッフとして活躍した。
- ② 地域行事としての碧南市観光協会主催「花しょうぶまつり」の碧南油ヶ淵学童写生大会並びに碧南油ヶ淵釣大会に協賛し、また地元の応仁寺蓮如忌にも協力した。
- ③ 「凧作り教室と餅つき大会」を開催し、招待した「かしの木保育園」の園児及び周辺地域の親子77名が参加した。保存会の専門講師による凧の作り方等の講義の後、親子による日本財団のロゴマークや自作のぬり絵を凧に製作した「凧揚げ」大会を行った。その後、子供たちによる餅つきを行った。
- ④ 碧南市消防本部の水難救助訓練に温水プールを開放し、延べ60回266名が利用した。
- ⑤ (財) マリンスポーツ財団主催のアマチュア競技(K400クラス)の健全な普及並びに全国から各地の指導者を育成し、公正・円滑な競技運営を図ることを目的とした講習会が行われたほか、東海地区のアマチュア選手の大会にも参加者に対する指導等で協力した。
- ⑥ 愛知県の「油ヶ淵水辺公園化」事業に伴い、公園内での緊急避難時に、油ヶ淵に関わる人、周辺地域の方が緊急時に対処できる知識と適応能力を身に付けることを目的に「社会貢献への歩み」講座を開講し、50名が参加した。

二、設備の購入および改修並びに法令に基づく保守点検業務について

本年度は次のとおり実施した。

- ① プール棟電気室内変圧器交換工事
- ② プールコースライン塗装、ろ過システム改良及びシャワー取替工事
- ③ プール内シャワー室通路床塗装・配管ボルト修繕工事
- ④ ケアキ植栽及び周辺芝張り等造園工事
- ⑤ プール受付横倉庫内の漏電ブレーカー取替工事
- ⑥ 電気設備の保守点検の実施（月 1 回）
- ⑦ 消防設備の法定点検（年 2 回）
- ⑧ リフト保守点検の実施（年 4 回）
- ⑨ プール水水質検査の実施（月 1 回）
- ⑩ 井水水質分析検査の実施（年 2 回）
- ⑪ 厨房の消毒（年 3 回）

(表1)

宿 泊 施 設 利 用 状 況

項目 月別	宿 泊 者			休 憩 者			合 計		
	席 数	人 員	1人当り 利用料	席 数	人 員	1人当り 利用料	席 数	人 員	
4	17	504	6,124	17	554	1,013	34	1,058	
5	21	355	5,285	20	642	866	41	997	
6	7	235	7,451	12	331	784	19	566	
7	17	673	4,819	22	900	625	39	1,573	
8	20	469	4,654	18	654	1,061	38	1,123	
9	6	159	5,519	10	448	692	16	607	
10	17	221	5,290	15	462	528	32	683	
11	8	246	7,040	12	592	930	20	838	
12	7	279	4,720	13	388	625	20	667	
1	10	247	7,306	15	483	908	25	730	
2	4	90	8,972	14	381	783	18	471	
3	7	96	6,256	13	430	1,312	20	526	
計	141	3,574	—	181	6,265	—	322	9,839	
平均	11	297	5,721	15	522	843	26	819	
前 年 度	計	182	4,404	—	225	6,745	—	407	11,149
	平均	15	367	5,775	18	562	973	33	929

(表2)

体 育 館 (温 水 プ ー ル) 利 用 状 況

項目 月別	発券機利用入場者		回数券利用入場者		両方利用者		団体 (人)	総計 (人)
	小人	大人	小人	大人	小人	大人		
4	42	124		98			4,975	5,239
5		118		88			5,248	5,454
6	5	127		120			5,155	5,407
7	8	135		116			4,854	5,113
8	82	148		106			5,540	5,876
9	2	97		89			5,045	5,233
10	3	129		72			5,235	5,439
11	6	110		58			5,212	5,386
12		64		51			5,220	5,335
1	1	63		50			4,927	5,041
2	3	75		61			4,978	5,117
3	80	110		68			4,734	4,992
計	232	1,300		977			61,123	63,632
前年度	315	1,497	36	932			60,483	63,263